

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和5年12月14日（木）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 萩谷 俊行 副議長 大和田和男
議員 寺門 勲 議員 原田 陽子
議員 小池 正夫 議員 石川 義光
議員 關 守 議員 富山 豪
議員 花島 進 議員 寺門 厚
議員 木野 広宣 議員 古川 洋一
議員 勝村 晃夫 議員 武藤 博光
議員 笹島 猛 議員 君嶋 寿男
議員 遠藤 実 議員 福田耕四郎

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次長 秋山雄一郎
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 玉川 明
教育長 大縄 久雄 企画部長 渡邊 荘一
政策企画課長 篠原 広明 政策企画課長補佐 宇佐美智也
財政課長 大内 正輝 財政課長補佐 照沼 克美
総務部長 玉川 一雄 総務課長 加藤 裕一
総務課長補佐 小泉 友哉 行財政改革推進室長 桧山 和幸
市民生活部長 平野 敦史 防災課長 石井 宇史
防災課長補佐 疋田 克彦 市民協働課長 秋山 光広
市民協働課長補佐 山田 明 市民課長 関 雄二
市民課長補佐 飯村 秀樹 保健福祉部長 生田目奈若子
社会福祉課長 高安 正紀 社会福祉課長補佐 坂本 武志
こども課長 萩野谷 真 こども課長補佐 水野 厚子
家庭児童相談室長 大曾根香澄 介護長寿課長 萩野谷智通
介護長寿課長補佐 住谷 孝義 保険課長 横山 明子
保険課長補佐 小田部信人 健康推進課長 玉川祐美子
健康推進課長補佐 飛田 建 健康推進課健康増進G長 橋本 前子
産業部長 浅野 和好 農政課長 会沢 実

農政課長補佐 浜名 哲士	上下水道部長 渡邊 勝巳
水道課長 矢崎 忠	水道課長補佐 小野瀬義宏
教育部長 小橋 聡子	学校教育課長 猪野 嘉彦
学校教育課長補佐 生田目綾子	

会議に付した事件

- (1) 議会運営委員会委員長報告
 - ・議案等の追加について
 - ・令和6年第1回定例会会期日程(案)について委員長報告…委員長報告のとおりとする
- (2) 追加予定議案等について
 - ・議案第71号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例
 - ・議案第72号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第7号)…執行部より説明あり
- (3) 第2期那珂市健康増進計画の策定に係る中間報告について
…執行部より説明あり
- (4) 第2期那珂市いのちを支える自殺対策計画の策定に係る中間報告について
…執行部より説明あり
- (5) 瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針(案)について
…執行部より説明あり
- (6) 令和5年度那珂市防災訓練(原子力・自然災害)の実施について
…執行部より説明あり
- (7) 気体廃棄物の放出状況について
…執行部より説明あり
- (8) 台南市(台湾)と那珂市における友好交流協定について
…執行部より説明あり
- (9) 第4次那珂市地域福祉計画の策定に係る中間報告について
…執行部より説明あり
- (10) 那珂市障がい者プランの策定に係る中間報告について
…執行部より説明あり
- (11) こども家庭センターの設置について
…執行部より説明あり
- (12) 那珂市高齢者保健福祉計画の策定に係る中間報告について
…執行部より説明あり
- (13) 那珂市国民健康保険第3期データヘルス計画及び那珂市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画の策定に係る中間報告について
…執行部より説明あり
- (14) 原子力安全対策常任委員会委員長報告
…執行部より説明あり

(15) その他

・ 1月の全員協議会の日程について

…事務局から説明あり

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

事務局長 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、会議のほうを始めさせていただきます。

本日は、換気のため廊下側のドアを開放して行います。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

今年最後の全員協議会にご参集いただきまして、誠にご苦労さまです。

今日は、会議事件が多数ございまして、その他まで含めると15件ということで、慎重にもスムーズなご審議をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

議事に先立ちまして、市長が出席しておりますので、挨拶をお願いいたします。

市長 皆様、おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、連日、慎重なるご審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、議事に先立ちまして、最近の市内の動きを振り返りますと、常磐自動車道側道クリーン作戦や冬季駅伝大会などが行われ、多くの市民の皆様にご参加をいただきましたが、特に先週3日には、宮の池公園周辺で那珂市産業祭が開催をされたところでございます。この産業祭は、例年10月末に市中央公民館で実施されておりましたが、今年は新たな試みとして、ガヤガヤ☆カミスガと初の合同開催という形で実施をされた次第でございます。この2つのイベントの相乗効果により、各種ブースについても、合わせて約

100件もの出店がございまして、市内外から大勢の方にご来場いただくなど、大盛況の一日でございました。

今後も既存の枠にとらわれることなく、新たな試みを取り入れながら、まちの活力創出につなげてまいりたいと考えております。

それでは、本日の全員協議会でございますが、追加提出する議案2件をはじめ全13件についてご説明させていただきます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会、古川委員長より報告を願います。

古川議員 議会運営委員会の開催及び経過につきましてご報告をいたします。

先ほど、議会運営委員会を開催いたしました。会議事件は、議案等の追加について及び令和6年第1回定例会会期日程（案）についてであります。

執行部から議案2件が追加提出されました。明日、最終日の定例会本会議において日程に追加し、委員会付託を省略して採決を行うことに決定いたしました。

令和6年第1回定例会の会期日程（案）は、ただいまタブレットに表示されておりますとおり、決定をいたしました。改選後、初めての定例会の日程でございますので、多少イレギュラーな部分がございますので、ご注意をいただければと思います。

その他、那珂市議会議員一般選挙後のタブレット及びラインワークスの取扱いについて協議を行いました。改選以降、議員の身分でなくなる方につきましては、タブレットについては2月22日までに返却をお願いいたします。

なお、ラインワークスにつきましては、その前の2月19日に事務局で入替え作業を行うとのことでございます。

以上でございます。

議長 つづきまして、事務局より補足説明があります。

次長補佐 それでは、会期日程のほうなんですけれども、今回、開会前の議会運営委員会、全員協議会のほうは、開催の予定はありません。また、一番下になるんですけれども、一般質問通告書の締切りが3月1日になります。申合せ内規によりまして、一般選挙後、最初の議会は締切日が開会前の1週間前になりますが、先ほど申しましたように2月に全員協議会を行いませんので、3月12日本会議終了後に全員協議会のほうを開催いたします。本来、この日、執行部のほうで答弁内容検討会を行う予定でしたので、前倒しで行う必要がありますので、一般質問通告書の締切りも3月1日に前倒しをいたします。

なお、執行部との調整につきましては、3月7日までに終わらせるようお願いいたします。

続いて、タブレットとラインワークスの件になるんですが、タブレットにつきましては、

議員個人でファイル等保存しているものがありましたら、そちらのほうは消去とかバックアップ等は個人のほうで行っていただきまして、2月22日までに返却のほうをしていただければと思います。ラインワークスにつきましては、先ほど委員長が申しましたように、事務局のほうで2月19日に入替え作業のほうを行いたいと思います。

以上です。

議長 委員長からの報告が終わりました。

何か確認したいことございますか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては、委員長報告のとおり決定いたします。よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時07分）

再開（午前10時08分）

議長 再開します。

続きまして、議案第72号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第7号）を執行部より説明願います。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第72号をご覧ください。

議案第72号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,515万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247億454万5,000円とするものです。

3ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正になります。追加になります。

3款民生費、1項社会福祉費、住民税非課税世帯重点支援追加給付金事業3億7,327万円。

4ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正になります。追加になります。事項、期間、限度額の順にご説明いたします。

台南市渡航支援業務、令和5年度から令和6年度まで、180万円。

戸多地区スクールタクシー運行事業、令和5年度から令和7年度まで、6,741万4,000円。

6ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

13款分担金及び負担金、1項負担金、6目農林水産業費負担金16万8,000円。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金4億8,430万9,000円、2目民生費国庫補助金70万円。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金6,997万4,000円。

7ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3,995万2,000円、こちらは職員の途中退職者の見込み増に伴う、職員人件費を増額するものです。

2款総務費、4項選挙費、3目那珂市議会議員一般選挙費197万9,000円、こちらは市議会議員選挙における立候補者の見込み増に対応するため、必要経費を増額するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費3億7,327万円、こちらは国の物価高騰対策として、住民税非課税世帯に対する7万円の現金給付に係る経費を計上するものです。

8ページをお願いいたします。

2目高齢福祉費2,148万8,000円、こちらは国の臨時交付金を活用し、物価高騰対策として、高齢者福祉施設等に対する支援に係る経費を計上するものです。

3目障害福祉費1,170万7,000円、こちらも国の臨時交付金を活用し、物価高騰対策として、障害者福祉施設に対する支援に係る経費を計上するものです。

9ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費730万円、こちらも国の臨時交付金を活用し、物価高騰対策として、民間保育所等に対する支援に係る経費を計上するものです。

2目児童措置費97万5,000円、こちらは国の性被害防止対策として、民間保育所等に対し対策経費を補助するものです。

3目保育所費77万9,000円、こちらも国の性被害防止対策を活用し、菅谷保育所における室内カメラ設置に係る経費を計上するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費9,578万7,000円、こちらは国の臨時交付金を活用し、物価高騰対策として、医療機関等に対して支援するとともに、市民向けの支援策として、水道基本料金等を追加で2か月間免除するための経費を増額するものです。

10ページをお願いいたします。下段になります。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費191万4,000円、こちらは鳥インフル

エンザ防疫作業を想定し、初動経費を計上するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。ございませんか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。入替えをお願いします。

休憩（午前10時15分）

再開（午前10時16分）

議長 再開します。

続きまして、議案第71号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例、執行部より説明願います。

市民課長 市民課長の関です。ほか2名が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、議案第71号をご覧ください。

議案第71号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例。

那珂市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由としましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令のうち、戸籍法の一部を改正する法律に基づく事務に係る改正規定が施行することに伴い、条例の一部を改正するものです。

2ページから3ページにつきましては、改正条文になります。

4ページから15ページまで、こちらにつきましては新旧対照表になります。

16ページをお開きください。

概要説明の前に、改正の背景について少し触れさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、戸籍事務に関する部分の改正でございます。戸籍は、原本を市町村でそれぞれ保管し、副本を法務省のシステムで管理しています。令和元年に法律が改正され、法務省の管理システムをネットワークでつなぐ戸籍のネットワーク化が進められてきました。これまでは、自治体間や年金事務所などの間で戸籍情報の共有ができませんでしたが、本籍地以外の自治体でも戸籍データを見られるようになります。これにより、従来、行政手続で必要であった戸籍証明の添付などの省略ができたり、本籍地以外の市町村でも戸籍謄本を取ることができるようになります。

例えばですが、婚姻届の場合、届出を受けた自治体が法務省のシステムから審査に必要な情報を取得することができるようになりますので、届出される方につきましては、戸籍データ、証明書の添付が必要なくなります。また、本籍地以外の市区町村の戸籍謄本の発行ができるようになりますので、本籍地から離れてお住まいの方でも、お住まいの市町村で戸籍謄本を取ることができます。例えば勤務先であれば最寄りの市区町村の窓

口でも取れるようになります。

それでは、那珂市手数料条例の一部を改正する条例の概要でございます。

改正の理由につきましては、戸籍法の一部の改正によって、市が行う戸籍事務が追加されましたので、手数料条例の一部を改正するものです。

なお、戸籍事務の手数料につきましては、全国的に統一して、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定められるものでございます。

下の表、本則でございます。

本則の第6条第2項及び第3項につきましては、別表の項ずれを修正するものです。

次に、別表の1の項につきましては、戸籍の証明書交付の手数料です。金額の訂正はございませんが、本籍地以外の戸籍謄本等の交付事務が追加されます。また、別表の4の項になりますが、こちらにつきましては、除籍の証明書交付でございます。こちらにつきましても金額の改正はございませんが、本籍地以外の戸籍謄本の交付事務が追加されます。

これまで戸籍謄本を取るときには、本籍地に出向くか郵送で請求する方法でございましたが、今後は電算化された戸籍であればこの市町村窓口でも戸籍が取れるようになります。

続きまして、別表3の項及び別表6の項につきましては、新たに定める手数料でございます。

3の項につきましては、戸籍電子照明提供用識別符号の発行手数料1件につき400円が新設されます。6の項につきましては、除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料1件につき700円が新設されます。この戸籍の識別符号につきましては、オンライン上で行政手続をする際に使われるものです。行政機関は、この識別符号を受け取って、法務大臣が管理する国のネットワークシステムにアクセスすることで、審査に必要な情報を取得することができるようになります。

続きまして、別表7の項及び別表9の項につきましては、届出情報の内容証明の手数料です。金額の改正はございませんが、電子化された届出の内容証明の交付事務及び閲覧に供する事務が追加されました。こちらの内容証明につきましては、これまでは紙の届出書、こちらをコピーして、紙データに証明をしてございましたが、今後は届出書のスキャナデータ、こちらのほうが法務省のシステムに取り込むことによって、ほかの市町村でも証明書の交付や閲覧ができるようになります。

続きまして、別表10の項から40の項までにつきましては、項ずれの修正をするものです。

17ページの改正条例の附則でございますが、施行期日を令和6年3月1日とするものです。

追加議案となった理由をご説明します。

先月、11月29日に改正戸籍法の施行期日が令和6年3月1日で公布されました。また、12月6日には手数料条例の政令についても公布されましたが、いずれも本定例会の開会後に公布されたものでございます。次回の定例会では3月1日の施行期日を過ぎてしまうことから、本定例会で追加議案とさせていただきます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

花島議員 確認なんですけれども、遠方の戸籍をこちらから取り寄せられるというのは、来年の3月1日以降じゃないと駄目ということではないんですか。

市民課長 そのとおりです。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 質疑を終結いたします。

ただいま説明のありました追加議案の質疑、討論の通告締切りは、本日の5時までとなりますので、ご承知おき願います。

暫時休憩いたします。入替をお願いいたします。

休憩（午前10時25分）

再開（午前10時26分）

議長 再開します。

続きまして、第2期那珂市健康増進計画の策定に係る中間報告について、執行部より説明願います。

健康推進課長 健康推進課課長玉川です。ほか2名が出席をしております。よろしくお願いいたします。

それでは、全員協議会資料、第2期那珂市健康増進計画の策定に係る中間報告についてをご覧ください。

令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします第2期那珂市健康増進計画の策定につきまして、今年度、第2回の定例会全員協議会において報告をさせていただいておりますが、計画策定の進捗状況について中間報告をするものとなっております。

1、計画の概要になります。

市民一人一人が健康づくりに取り組めるよう支援するとともに、市民、地域、市などの様々な主体が連携、協働して、健康寿命の延伸に向けた取組を推進するために策定する計画となっております。

2、これまでの策定経緯になります。

健康増進計画推進委員会、専門部会、そちらのほうを各3回開催しておりまして、現行計画の評価、次期計画の案につきまして協議を進めてまいりました。そこで次期計画の

案のほうがまとまっております。

3、計画の内容になります。

次期計画につきましては、現行計画の課題を踏まえまして、市が取り組む施策だけではなく、市民や地域が共に健康づくりに取り組む視点を持ち、計画の策定を進めてまいりました。全体の構成としまして、そちらに大きな章を入れてありますけれども、6つの章立てにしております。

本資料4ページ以降が計画（案）となっておりますので、ご覧ください。

資料9ページをお願いいたします。

ページ表示が2段になっておりまして、見づらくなっていて申し訳ないんですが、ページ表示につきましては、下段のページ数でご案内をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

はじめに、序章になります。

計画の策定に当たりまして、計画の趣旨や位置づけ、計画期間を載せてあります。

次に、第1章、健康に関する那珂市の動向としましては、平均寿命や健康寿命、医療費、介護保険、健康診査などの状況など、健康に関連のある状況のほうを記載しております。

資料進みまして、39ページをお願いいたします。

第2章では、現行計画の取組と達成状況、課題等について整理をしております。

またさらにページのほうを進めていただいて、資料が50ページになります。

第3章では、計画の基本理念としまして、基本理念と全体の目標、基本方針等を記載しております。基本理念につきましては、現行計画の健康寿命の延伸から「あなたがつくる みんながつくる ずっと生き生き暮らせるまち」という形に今回変更しております。市民一人一人が健康づくりに取り組むこと、市民と市と地域それぞれの様々な主体がつながり合って、健康を保つための取組を推進することにより、市民がずっと健やかに暮らすことができる那珂市の実現ができるものと考えます。

さらに基本方針では、適切な生活習慣の維持・改善、生活習慣病の発症予防と重症化予防、そこに加えまして、市民の主体的な健康づくりを地域で支えていくために、地域の力を活用した健康づくりとしております。

計画の体系につきましては、ただいま申し上げた基本理念、基本方針の下、健康づくりに関する施策のほうを8つに整理をいたしまして、さらにライフコースごとに整理をしております。

52ページのほうをお願いいたします。

第4章になります。

健康づくりの具体的な取組としまして、先ほど申しました8つの施策、施策ごとに目標を1つに絞りまして、取組内容を、市民の取組、地域・関係団体の取組、行政の取組に分けて記載をしております。

ページを進めていただきまして、資料70ページ、71ページをお願いいたします。

そちらにはライフコースごとに、ライフコースにおける健康づくりとしまして、施策ごとの市民の取組をライフコースの枠組みに落とし込みまして整理をした表となっております。

最後、73ページには、第5章としまして、計画の推進、推進体制と今後の進行管理について記載しております。

それでは、資料2ページのほうにお戻りください。

4、今後のスケジュールになります。

年明け1月10日から2月6日までパブリックコメントを実施してまいります。パブリックコメントでのご意見等により、必要があれば修正等をいたします。それとともに軽微な文言等の修正を今後加えまして、3月の定例会全員協議会におきまして報告をさせていただきます、3月下旬には新計画を公表する予定であります。

3ページには、ただいま計画の内容の中でもご説明させていただきましたが、現行計画からの主な変更内容をまとめておりますので、ご参照いただければと思います。

説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

花島議員 しっかり読んでいるわけじゃないんですけれども、ざっと見たところ、視力と聴力に関する部分が全くないように思うんです。視力なんか、例えば年を取ると白内障になる人が増えていて、それに対する、加療でなきゃ多分駄目なんですけれども、何か記述が全くないし、聴力も難聴になる方が増えますよね。早い人は50歳代でもなり始めるんです。難聴対策を前からお願いしているんですが、市ができないとしても、課題の認識をしてほしいと思うので、ぜひ書いてもらいたいと思うんです。

ちなみに最近聞いた話では、東海村では補聴器の補助を始めるようです。それだけじゃなくて、こういう人々のフォローもするというんですよね。私は前から補聴器の補助を直接的にはお願いしていないんです。それはやはり総合的にサポートしてもらえなければ、ただいっときお金を出してもらっただけでは無駄になる可能性が高いと思っていて、補聴器の補助、金の補助ということは言っていないんですが、全体の場合は健康維持のためということになると思うんですよね。そもそも耳が聞こえないと、社会生活に非常に支障があります。いろんな活動の中で、私はまだ耳は大丈夫なんですけど、ちゃんと話が伝わらなくて、えらい苦労することが多いんです。例えば電話連絡がまともにできないから、ファクスで送らなきゃならないとか、会議をやっているけど、1人、2人が何を言っているか分からないで、なおかつ適当に相づちだけ打つんですよね。非常に困ることになっています。それも適切に対応すれば改善される余地があるので、啓蒙も含めて必要なことだと思っていますので、ぜひ検討して、その課題を記述に加えていただきたい

いと思います。

以上です。

健康推進課長 ご意見ありがとうございました。

今後、パブリックコメントもする中で、様々なご意見もしいただければ、その中で検討させていただければと思います。ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

続きまして、第2期那珂市いのちを支える自殺対策計画の策定に係る中間報告について、執行部より説明願います。

健康推進課長 引き続き健康推進課になります。よろしくお願いいたします。

全員協議会資料、第2期那珂市いのちを支える自殺対策計画の策定に係る中間報告についてをご覧ください。

こちらの計画につきましても、計画の進捗状況について、中間報告を行うものになっております。

1、計画の概要になります。

「誰も自殺に追い込まれることのない那珂市の実現」を基本理念としまして、自殺予防の取組を推進するために策定する計画になっております。

2、これまでの計画策定の経緯です。

那珂市いのちを支える自殺対策協議会、いのちを支える自殺対策本部、本部の下部組織であります作業部会を各3回開催しております。現行計画の評価、次期計画の案につきまして協議を進めてまいりまして、次期計画の案がまとまっております。

3、計画の主な内容になります。

この計画につきましては、国の自殺総合対策大綱と市の実態を踏まえまして、自殺対策に関する必要な支援についてまとめているものでありますけれども、自殺に関する支援につきましては、より専門的な支援を必要とする場合も多くあります。そのため市だけで対応することが難しいことも現実としてあります。本計画におきましては、国や県が構築しております広域的な支援メニューを最大に活用しながら、市の関係課、関係団体が取り組む支援を中心に整理をしております。

全体の構成としましては、5つの章立てにしております。

本資料の4ページ以降が計画（案）となっておりますので、ご覧ください。

進めていただきまして、資料8ページになります。ページの表示は、下段のページでご案内しますので、よろしくお願いいたします。

第1章には、計画の概要としまして、計画策定の趣旨、基本理念、基本方針、計画の位置づけ等を記載しております。

基本理念、基本方針は現行計画と同様としておりまして、引き続き誰も追い込まれることのない那珂市の実現を目指して対策を推進してまいります。

資料13ページをお願いいたします。

第2条に自殺の現状と現行計画の取組の評価を記載しておりますので、ご覧ください。資料を進めていただきまして、19ページになります。

第3章では、自殺対策における取組としまして、計画の体系と各種取組を記載しております。基本理念、基本方針の下、4つの施策と重点取組施策を取り組んでまいります。

施策4におきまして、世代に分けた支援施策を整理しておりますけれども、国における自殺対策の基本的方向ですとか市の実態を踏まえた中で、重点取組としまして、子供と女性への支援体制整備についてもまとめております。

資料38ページをお願いいたします。

第4章は、計画の目標及び評価指標になっております。

市の自殺死亡率につきましては、減少傾向にありますが、亡くなる方がお一人いらっしゃいますと自殺死亡率は1.8%増加するということになりまして、自殺死亡率に大きく影響をいたします。また、自殺につきましては、そのときの社会経済情勢にも大きく影響を受けますので、計画全体の目標につきまして、現行計画は単年の数字ということで目標としておりましたが、なかなか評価を、単年によって上がり下がりがありますので、単年だけで評価するのは難しいと感じております。そのため、次期計画の目標につきましては、計画期間中の自殺死亡率の平均値を見まして、そちらの減少という形に変更しております。

最後、資料39ページのほうでは、第5章になりますが、計画の推進体制と今後の進捗管理についてを記載しております。

資料2ページのほうにお戻りください。

4、今後のスケジュールになりますけれども、先ほどの増進計画と同じように1月10日から2月6日までパブリックコメントのほうを実施してまいります。その後、必要時修正等を加えながら3月の定例会全員協議会において報告をさせていただいて、3月下旬に新計画の公表をする予定となっております。

3ページのほうには現行計画からの変更内容をまとめてありますので、こちらのほうもご参照いただければと思います。

説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

原田議員 資料のほう、私もざっとだけ確認させていただいたんですけども、子供と若者世代のサポートというところで、最近、特に注目されているSNSを使った誹謗中傷とかの、そうした面でのサポートなどもちょっと視野に入れていただけたらなと感じました

ので、その点も検討していただきたいと思います。

健康推進課長 ご意見ありがとうございます。

そういった視点を持ちながら、内容についてももう一度検討したいと思います。そのあたりを付け加えられるかどうか、そのあたりは考えていきたいと思います。ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

花島議員 初歩的な質問ですみませんが、自殺死亡率というのは何をベースにした数字なんですか。つまり何かの割り算ですよ。分母、死傷者数割る何か分母の数で、さらに何か掛けてかなと思うんですが。

健康増進G長 こちらの死亡率なんですが、警察庁のほうがまとめていまして、それが厚労省に反映されているという数になっています。年によって、こちらの人口動態と国がまとめている数のほうがずれるんですが、毎年全国規模で、地域における自殺の基礎資料というのを全市町村に対して送ってくるデータベースがありまして、ホームページのほうにも掲載されているものとなっております。

年のどの基準にしているかというところまで、ちょっと今、把握はしていないんですが、全国統一の数となっております。

花島委員 聞きたいことはそういう細かいことじゃなくて、もっとアバウトなことなんですよ。

例えば那珂市が何人人口がいて、そのうち1年間で自殺死亡なさる方が何人いたら、どういう計算になるのかという、そのことを聞きたいんです。だから、分数の数字が年度とかいついつのというのは、細かいことは今どうでもいいというか。

健康推進課長 人口10万人当たりの自殺者数ということになります。

議長 ほかにございますか。

富山議員 対策協議会の委員の名簿を見ますと、これ那珂医師会の先生、安部先生がおりますが、安部先生って、これは精神科に特化したお医者さんでよろしいですか。

健康推進課長 協議会の委員名簿のほうで46ページのほうにつけてありますけれども、そちらの委員として、那珂医師会のほうから安部先生をお願いしております。安部先生は、市内にあります栗田病院の院長先生をされていらっしゃるしまして、様々な精神疾患も含め、自殺に関してもいろいろなご意見を参考にいただいております。

富山議員 本当、精神疾患というか、自殺というのは多分、お医者さんはお医者さんでも特化した、心の問題に踏み込まなくちゃいけない部分なので、いて安心しました。ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。入替えをお願いします。

休憩（午前10時48分）

再開（午前10時49分）

議長 再開します。

続きまして、瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針（案）について、執行部より説明を求めます。

総務課長 総務課長の加藤でございます。ほか関係職員2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、全員協議会資料、瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針（案）についてをご覧ください。

10月の全員協議会の際には、中央公民館への行政機能の移設を基軸にした瓜連支所の組織配置再編に係る検討事項やその方向性についてご報告をいたしました。今回は、現在進めている瓜連支所の組織配置再編を検討するに当たり、その方針となる瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針（案）がまとまりましたので、ご報告するものでございます。

1、基本方針の趣旨でございます。

本市の公共施設は、人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、施設の老朽化や利用状況、維持管理コスト等を考慮しながら長期的な視点に立ち、施設の更新、統廃合及び有効活用等を計画的に行い、財政負担の軽減、平準化を図るとともに、適正な配置が求められております。

その実現のため、公民館と各コミセンとの施設間の類似用途の整理や行政事務室の集約等を進めることで、市民の利便性向上、経費削減及び業務の効率化を図っていくというものでございます。

2、瓜連支所の組織配置再編に関する基本的な考え方です。

次のページにかけまして、4つの方針とそれぞれ具体的な方向性を示してございます。これらの内容は、これからご説明いたします基本方針の柱になるところでございますが、この後、基本方針（案）を確認しながらご説明いたしますので、ここでは割愛させていただきます。

2ページをお開きいただきまして、3、基本方針（案）です。

瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針（案）をご覧くださいと思います。

タイトルと目次を飛ばしまして、5ページ目をお願いいたします。

1、基本方針の趣旨についてでございますが、基本方針の趣旨については、先ほどご説明をいたしております。

2、瓜連支所庁舎の現状でございます。

合併から現在に至るまでの配置状況について記載してございます。また、空きスペースについては、瓜連郵便局、那珂地区保護司会、市社会福祉協議会、那珂医師会の4団体

が使用している状況です。

3、検討の経緯でございます。

瓜連支所庁舎の組織の在り方について、現在に至るまでの庁内での検討経緯を記しております。

3段目になりますが、中央公民館の利用状況や菅谷地区にコミセンがないことを考慮すると、中央公民館の会議室を廃止することは難しく、集約は困難であると当時判断したこと。

また、4段目になります。効率的な行政運営のために上下水道部と教育委員会を本庁舎へ集約することも検討してまいりましたが、本庁舎が手狭であるなどの課題もあり、具体的な検討ができずに現在に至っております。

6ページをお願いいたします。

4、ふれあいセンターすがやの整備でございます。

コミセンについては、市内5つの中学校区のうち、4つの中学校区で既に整備がされております。また現在、第四中学校区にふれあいセンターすがやの整備を進め、令和6年6月に供用を開始する予定でございます。

5、中央公民館建屋を活用した瓜連支所庁舎の組織配置再編です。

ここは、公民館とコミセンとの類似用途の整理を中心に記載しております。現状、中央公民館の主要な貸室の平均稼働率は25%程度で、貸室の利用に余裕がある状況です。そのため、ふれセンすがやが整備されれば、これまで中央公民館を中心に行われてきた社会教育、生涯学習活動は、ふれセンすがやを中心とした各コミセンも使いながら分散して行うことが可能であると考えております。人口減少や少子高齢化がより一層進む中、公共サービスを持続的に提供していくには、利用需要に合わせた施設間の類似用途の整理や統合などを行う必要があると考えております。

今回、ふれセンすがやの整備に合わせて公民館とコミセンとの類似用途を整理するとともに、上下水道部及び教育委員会を中央公民館の空いたスペースに集約することで、市民の利便性向上、業務の効率化を図ってまいります。

注釈でございます。

なお、上下水道部と教育委員会を公民館へ移設することを基本に検討を進めますが、組織配置については、公民館の構造上の制限がございまして、自由度はあまりありませんけれども、そのときの状況に合わせて再検討いたします。

6、対象施設の概要でございます。

6ページ、7ページにかけまして、瓜連支所、瓜連分庁舎、中央公民館、各コミセンの施設概要を記載してございます。

7、施設間の類似用途の整理及び行政事務室の集約によるメリットでございます。

施設間の類似用途の整理や行政事務室の集約を行うに当たっては、一定の改修費は発生

しますが、多くのメリットがあると考えております。

(1) より市民が利用しやすく分かりやすい可能な限り集約化された窓口サービスが提供でき、市民の利便性が向上すると考えおります。

次のページをお願いいたします。

(2) 経費節減のアでは、施設管理や運営に係る維持管理が削減できること、イとしまして、大規模改修の際に新たな行政事務室の改修工事を並行することで、効率的な施設の改修工事による経費が削減できること、ウでは、効率的な行政運営による人員の最適化が図れ、人件費が削減できること、エでは、職員間の移動に伴う時間や燃料費など、移動経費が削減できること。

(3) 本庁と支所の行き来の必要がなくなることから、部署間の連携がしやすくなり、業務効率化と連携強化が図れること。

(4) その他のメリットでございますが、環境面で、職員の移動に伴うCO₂排出量が削減され、環境負荷の軽減につながることなどのメリットがあります。

8、瓜連支所庁舎及び分庁舎の今後の在り方検討です。

上下水道部と教育委員会が移設しますと、瓜連支所には支所窓口のみが残り、新たに多くの空きスペースができることから、支所と分庁舎の今後の在り方を検討する必要があります。支所と分庁舎の現状ですが、支所が築37年、分庁舎が築28年を経過し、施設の老朽化や劣化が進み、維持管理に多額の費用が発生しております。

このような状況を踏まえると、公共施設のマネジメントという観点からも、これらの施設を更新し維持管理していくことは現実的ではなく困難なことから、既存建物の取壊しも視野に入れて検討してまいります。また、支所窓口は周辺住民の利便性を考慮いたしまして、現支所に近い地域活動拠点であるらぼーへ移設していく予定でございます。

9ページをお願いいたします。

瓜連支所の組織配置再編に関する基本的な考え方でございます。

ここまでの内容を踏まえ、4つの方針とそれぞれ具体の方向性を示します。

方針1、公民館とコミュニティセンターとの類似用途を整理し、中央公民館の改修に合わせて市役所分庁舎としての用途を追加する。具体の方向性ですが、令和7年度末までを移行期間とし、中央公民館の利用団体の現在行っている活動がコミセンにおいても同じように継続できることを確認いたします。

2つ目ですが、公民館とコミセンの位置づけに変更はありません。

3つ目です。公共施設等マネジメント計画の推進方針に基づき、両施設で重複する講座室、和室などの類似する機能、貸室について整理し、施設総量の抑制を図ります。また、新たにできます市役所分庁舎の会議室は共用化を図る予定でございます。

方針2、中央公民館建屋を改修し、瓜連支所庁舎に配置している上下水道部と教育委員会の行政事務室を移設いたします。具体の方向性ですが、令和11年4月に移設いたしま

す。また、令和8年度から10年度に行う施設の大規模改修と並行して、行政事務室への改修を行います。

方針3でございます。支所窓口を総合センターらぼーへ移設する。具体の方向性ですが、こちらも令和11年4月に移設いたします。また、移設に当たっては、窓口のDX推進をまいります。

方針4でございます。瓜連支所庁舎（分庁舎含む）の在り方を検討する。具体の方向性ですが、老朽化している支所と分庁舎の取壊しも視野に入れて検討まいります。また、支所と分庁舎に入っている貸付け4団体と移転等の協議も進めます。さらに、その後の活用の方向性についても地域の特性や住民のニーズを踏まえて、地域の活性化につながる最適な活用方法を検討まいります。

以上が基本方針の基本的な考え方になります。

次のページ、10ページをご覧ください。

10、想定スケジュールでございます。

この基本方針は令和6年3月公表を予定に進めてまいります。令和6年度中に市民へ周知を行い、5年間の準備期間とし、基本設計、実施設計を経て8年度から改修工事を行い、令和11年4月に行政事務室を移設することを想定してございます。

以上が基本方針（案）の内容となります。

2ページにお戻りください。

5、今後のスケジュールをご覧いただきたいと思っております。

令和5年12月、本日、基本方針（案）についてご報告させていただいております。今後は、4番、パブリックコメントの実施に詳細はありますが、年明けから1か月間、基本方針（案）のパブリックコメントを実施します。その後、3月全員協議会で基本方針を報告、年度内に公表予定としてございます。

なお、本日、全員協議会のほうでご説明させていただきましたので、貸付4団体及び瓜連地区まちづくり委員会に基本方針の説明と今後の在り方について協議を進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

勝村議員 瓜連地区のまちづくり委員会、これには、これから話をするということ。

総務課長 本日、全員協議会のほうでご報告させていただきましたので、今後、瓜連地区まちづくり委員会のほうにはご説明をしていく予定でございます。

勝村議員 ちょっと順番が違うような気がするんだよ、昨日だったかおとといか、広報なかを見たところ、瓜連支所再編についてご意見をいただきたいというのが出ていました。これは、その前に、住民に知らず前に、まずはまちづくり委員会のほうに話を持ってい

て、それから出すのが普通じゃないかなと思うんだけど、その辺どうなの。

総務課長 12月11日号の広報なかにパブリックコメント、公表及び意見の募集期間ということで、期限がないものですので、先に予定として12月11号に掲載はさせていただきました、大変申し訳ないんですけども。その後になってしまいますと、もうパブリックコメント、年明けからなので、始まってしまいますので、事前予告ということで広報紙には載せさせていただきました。順番が違うと言われればそうかもしれませんが、すみません、日程の関係でこういうふうになってしまったことはおわびいたします。

それからまず、議員のほうにご報告をさせていただいてから、その後、まちづくり委員会等々、貸付4団体等々のご説明、協議に入る予定ではございましたので、順番が違うと言われれば、そうかもしれませんが、市としては、その順番でやっていく予定でございました。

以上です。

勝村議員 本当に順番違うと思うんだ、びっくりしたもん。まちづくり委員会のほうにはこれ正式な話来ていないよなと思って。常々まちづくり委員会からは、何でもかんでも市役所の業務がまちづくり委員会のほうに話に来るんだよなと、そういうのばかり来ていて、私がびっくりしたのは本当に今回、まちづくり委員会を通り越して広報なかに出してしまったというのがどうも腑に落ちなくて。ある自治会長に聞いたら、いや、その話は来ていないよということなので。まず、江戸時代の御定書がぼんと町の中に貼り付けられたような気がしたんで。その辺、きっちりとこれからもっと丁寧に、パブリックコメントを今までやってきても、パブコメでいろんな意見とかそういったものがまずまずあまり出ていないと思うんですよ。だから、考えたのは、これいきなり出しちゃって、パブコメで何も意見がありませんでした、ですから、このまま進めていきますというようなやり方なのかなと疑ってしまう。もっと、こういう大事なものなんだから、ひいては瓜連支所、あそこをまた建物を取り壊すというような考えもある。そういうときには、これはもうあの地域、瓜連地区の人は大変な思いすると思うの、今までここにあったんだよな、何もなくなっちゃったというようなことがあるんで、これからこれをやるときには、これを進めるのに、もっと丁寧に事を運んでいただきたい。これを強く言っておきます。

総務課長 順番が逆になってしまったということは大変申し訳なく思っております。おわびいたします。

今後は、まちづくり委員会をはじめ関係団体等々も丁寧なご説明をしていく所存でございます。どうもすみませんでした。よろしく願いいたします。

君嶋議員 私からも何点かちょっと意見を述べさせていただきます。

これ瓜連支所の扱いについては前回の全員協議会で説明があったときに、私きちんと言ったと思うんですよ、まちづくりを入れたり、きちんとした説明をしてください。瓜

連地区の住民感情が起きないように、それは大事ですよという話も念を押したのにもかかわらず、今のような話でしょう。これはちょっとそんなに急ぐことじゃない、もっと慎重にやってくれということですよ。なぜパブリックコメント、もう決まっているからとか、この日だからとか、そういう問題じゃなくて、もう本当にきちんとした、この瓜連支所の扱いについては慎重にやっていただきたいと思いますね。

ですから、なぜこんなに急いで、早め早めというか、そんなに急ぐのか、その点と、あともう1点については、今後もやるときにはきちんとした説明をしていただく。その中にここお知らせ版でも、先ほど勝村議員も言いましたように、詳しい内容は、本庁に来てみてくださいというような話か何か載っていると思うんですね、そういう説明か何か。詳しい内容についてはとか。そういうのもね、ちょっと市民に対して、瓜連の地域の人たちは、やはりどういうことなんですかというような声も聞こえてくるんで、その点についても注意をしていただきたいと思います。

総務課長 広報なかのお知らせの内容でございしますが、一応、公表の場所としましては、市役所、瓜連支所、図書館、あと市のホームページでも載せる予定でございしますので、その辺は、役所に来なくてもホームページ見れば閲覧できるという方向になっております。

それから、今後のお話ですけれども、瓜連支所の組織再編の基本方針案に基づきまして、これから検討していくところが多々ございしますので、関係団体等々も丁寧な説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

君嶋議員 そうですね、丁寧な説明をこれからお願いします。

それとあと、中に入っている保護司会と、特に瓜連郵便局、ここは以前、旧道にあったものを支所に移転してもらって、こちらに入っていたという経緯もあるので、そこをいろいろご理解いただけるようにきちんと説明をしていただければと思います。

議長 ほかにございしますか。

遠藤議員 ちょっとたまたま今朝、広報なかが来たんでちょっと持って来ていて、見たんですけども、これ募集で確かにパブコメの記載はあるんですが、詳しくはQRコードを見るということなんでしょうけれども、QRコードはあるんですが、これQRコード使えない人はちょっと内容が全然分からない。これ例えば本当に場合によっては建て壊しをするみたいなことって全然書いていないんですね。QRコードを見ようと思ったら、QRコードをやったら、これページ見つかりませんって出てきたんですけども。QRコードでこの内容、載ってこないんですけれども、確認していますか。

総務課長 閲覧期日が令和6年1月4日からですので1月4日にならないと、公開はされないようになっております。よろしく願いいたします。

議長 ほかに。

寺門厚議員 ちょっといくつか確認したいんですけれども、案のほうの7ページになるんですけども、市民の利便性向上ということで、今までまちづくり委員会等の話もないし、

移転連絡というのはなかったよという話なんですけれども、可能な限り集約された窓口サービスが提供できますと、より市民が利用しやすく分かりやすいと、こう書いてあるんですけれども、実際のところどういうふうになるのかということと、事前アンケート等はやっているのか、その辺はどうなんですか。

総務課長 まず、市民へのアンケートのほうはやっておりませんが、原課のほうで聞き取りをしております、集約したほうが可能な限り窓口サービスがよくなるというような方針で来ております。

寺門厚議員 具体的にどういうサービス、メリットがあるかというのはよく分かりませんが、次の8ページへいくと、経費削減ということで、人件費も削減するし、業務の効率化、連携強化もできるよ、それから、環境関係にもいきますよといろいろ書いてありますけれども、これ具体的に何も書いていないですよ。もう一つ言いたいのは、じゃ市民サービスはどれだけよくなるの、人も減らすだけでしょう、業務効率化もやるわけでしょう。人口が減るにしましても、じゃ市民サービスが今までよりよくならなきゃいけないわけじゃないですか、こういう大規模な移動というのは。特に窓口集約なんかね。それが分からないですよ。

それを示していただきたいのと、もう1点は、窓口サービスの集約化ということで、集約化が必要なのは教育委員会と上下水道部ばかりではないですよ。こども課と健康推進課と、それから社会福祉課と併せて、那珂市は子育てに優しいまちで売っているわけじゃないですか。それには、やはり窓口一本化が必要です、集約化がね。例えば今は2階のこども課でいろんな相談がありますけれども、つい立てのあれだけで、子供の遊び場もないし、子供を見ているスペースもないです。ちゃんとした相談体制が整っていないですよ。

これは今のこの場で言うあれじゃないので、後ほどこども家庭センターの設置というところで言おうかと思っていたんですけど、全体的な話というと、いつも建物、ハードの部分だけで考えて、市民、ソフトの部分がおざりにされていますよ。そういうふうにも強く感じるんです。今回もそうですね。だから、それは市民サービスがどう向上するんだということ、真剣に考えてほしいんですよ。建物が老朽化するから、じゃ集約して移転していきましょうと、それだけじゃないですよ、考え方はね。だから、市民サービスをどうやって満足できるものに変えていくんだということをきっちりやってほしいんですよ。それにはちょっと、どうも建物が老朽化して改修工事をしなきゃいけない、中央公民館もそうですね。そうじゃないですよ。改修工事をやるからじゃなくて、市民サービスをどう向上させるかなんで、そこを考えてほしいんですよ。どうなんですか、これは。

総務部長 先ほど1つ前の質問で、市民の利便性向上、具体的に上下水道部と教育委員会がこちらに来ることでの向上というお話がありましたけれども、例えば転入などをされた際

に、市民課などで手続をします。その後、水道関係の手続だったりとか転校だったりの手続。これまでは書類を受け取って教育委員会のほうにお渡しするような流れでしたけれども、ここが集約化されれば、具体的な相談だったりとか、そういったのもスムーズにできるのかなということ、その面がやはり市民の利便性の向上というか、市民サービスにつながるということで、まずは考えております。

それと、先ほどご意見いただいた施設をベースに考えるのではなくて、住民サービスをベースに考えるべきだと。それはごもっともだと思います。ただ、今回の案件につきましては、いろんな材料として、中央公民館の大規模改修というものがまずはあると。その中でどれだけ可能な限り住民サービスが向上できるかという視点でまずはやらせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

寺門厚議員 今の時点では確かにそうかもしれません。私が言いたいのは、今度、先の話になりますけれども、こども家庭庁ができてね、組織一本化で、窓口一本化できちんと対応するんですよという話になるんですが、現実はどうじゃないですか。だから、この中央公民館改修工事についても、11年度ですね、かかるわけじゃないですか。であれば、後ほど出てくる話にはなりますけれどもね、もう少し全体を見てきちんと考えていただきたいんですよ。何も教育委員会というかね、当然これも教育委員会、学校教育課も当然入ってきますんで。一緒になって住民サービスができるというのは非常にすばらしいことなんでね。その辺はどう考えているんですかね。

総務課長 基本方針としては、中央公民館に配置する組織については上下水道部と教育委員会を基本と考えておりますが、今後詰めていきまして、その検討した結果、別な組織になる可能性というのを排除はしておりませんので、今後、検討していくところでございます。

以上です。

寺門厚議員 続きの話はこども家庭センターのときにまた言いますんで、終わります。この場は分かりました。

議長 ほかにございますか。

花島議員 2つ質問があります。1つは、中央公民館の貸部屋の利用率が現在25%というお話だったように聞こえたんですが、土日、祝日に限った利用率というのはどのくらいですか。

総務課長 トータルで出しております、土日の利用率は詳細は把握しておりません。

花島議員 多くの人は月火水木金で働いているので、いろんな地元の行事とかいろんな文化団体の行事が土日、祝日に多いと思うんです。ですから、そこの利用率を考慮しないと不公平だと思いますので、今は答えていただかなくても結構ですが、出しておいってください。

それから、計画の中で、貸部屋をどのくらいに残すつもりなのか、残さないつもりなのか、その辺の考えが今ありましたらお聞かせください。

総務課長 今のところ検討している最中でございます。

議長 ほかに。

古川議員 先ほど来、順番が違うだの、なぜ、時期尚早じゃないかとかという意見もありました。それ前回にそういう話になりましたよね。いろんな宿題があったと思うんですよ。その宿題が全て何ていうかクリアしての今日また報告で、これからこうします、パブコメやりますというんだったらいいんですけども、何か宿題のほとんど解決したようには思えていなくて、ただ、何となく公民館の改修工事があるから、それに合わせて移転もしなきゃいけない、そうすると市民のサービスはこうなるよという、何か市民サービスが後づけで、後づけてこうなりますから理解してくださいというふうに何か聞こえて仕方ないんですけども。

先ほど君嶋議員もおっしゃった、なぜ今そんなに急いで、順番を逆にしてでもやらなきゃいけないのかなという理由がよく分からないんですけども、そこはちょっと答えられますか。

総務課長 組織の再編等は、これまでもいろいろ検討してきた経緯がございます。まず、ふれセンすがやが開館というのも大きなことでございまして、そちらでの利用も考慮しなければいけないということもございます。それから、中央公民館の大規模改修が待ったなしの状況でございます。ふれあいセンターすがやが供用開始しますと、今後これまで中央公民館を利用してきた方々がふれあいセンターすがやのほうに移るということも考慮しつつ、公民館の利用率の低下が予想されるということもございます。

その辺も考えたところ、今、計画を進めないで、この時期を逃さず、中央公民館への行政機能の移設を考えて方針としたところでございます。

古川議員 分かりました。

だから、やはり中央公民館の改修工事ありきなんじゃないのかなと思うんですよ。それは、中央公民館の改修工事はもう決定なんでしたっけ、令和7年度末までに。

総務課長 決定ではないです。延命化する方針というのは決定してはいますが、時期、いつというのはまだ決定しておりません。

古川議員 分かりました。

決定ではない。今すぐやらないとぶっ壊れちゃうよということでもないでしょう。計画はそうだけれども。だから、例えば次の定例会でも、3か月後とすればね。3か月後でも全然、何をそんなに急いでいるのかなというのがよく分からないんですね。

それと、公民館の改修工事によって、利用団体、利用者がすがやコミセンに移るというお話ですけども、中央公民館ってそもそも市民のね、菅谷の市民だけじゃないですよ。那珂市民の方がその目的に応じて中央公民館を使っていると僕は理解しているんで

すね。ただ、菅谷にコミセンがないから使っているという方もいるでしょうけれども。だから、中央公民館を使っていた利用者が菅谷のコミセンに全部移ってきたら、今度は菅谷のコミセンが逆に使えなくなっちゃうよね。競争率が激しくなったら、利用するのに。だから、そういうところの利用者の声も聞いてくださいという、この間、僕はそういう宿題を投げかけたつもりなんですけれども、そういうものをきちんとした上で、まちづくり委員会もそうですけれども、そういうところに相談して、それで我々にも当然報告があって、ある程度決定したものを市民に投げかけて、パブリックコメントというのが流れかなという気がするんですけれども。何か公民館の改修工事ありきでどんどん物事が進んでいってしまうような気がするんですが。

それで、すみません、これは市長、市長のお考えというのはちょっとありますか、早めにしたいとか。移設したいとか、公民館の工事早くやりたいとかっていうお気持ちありますか。

副市長 ありがとうございます。

今ちょっと回答に付加する形で、先ほどの広報に先んじて出してしまったことは、おわび申し上げたいと思います。担当課からすると、まずはこの議会で議員の方々に説明を差し上げてからという、こちらできちんと説明するのを前提に動いていたところが逆転してしまった原因かなと思っています。本来であれば、まず説明に行って、広報に出して、それから後追いでは恐縮ですけれども、この全員協議会で皆さんに説明する。やはり皆さんに説明するのをやらずにちょっと地区を回るという抵抗感があって、広報のほうが先づけになってしまった。それは本当におわび申し上げたいと思います。

それから、スケジュールのほうにつきましては、確かに、まずは中央公民館の大改修というのがもうせっぱ詰まっているということもありますけれども、四中コミセンが間もなく開始されます。そうすると、そこでの機能分担というのを果たさないと、そもそもこれがうまくいかないということになってしまうので。今の段階から四中コミセンとどうすみ分けするのか。先ほど花島議員からどの程度部屋を使うのかというのも、これを出して具体的に検討をやって、6月予定の四中コミセンに合わせてすみ分けをきちんと、考え方を整理しておく。こちらは令和11年になりますけれども、あらかじめやはり考え方を整理しておく必要があるだろうということで、このタイミングに説明させていただいているという形になっております。

この基本方針の3番にも検討の経過というのがございます。その中でも、これまでも何度も検討されてきたわけですけれども、その際には、やはり四中コミセンができたときに改めて検討しようということになっていたようでございます。そういう意味では、もう少し早く、もう来年のオープンというのは見えているので、もう少し早くからこの議論を本当はすべきだったというふうに反省しております。時期が近づいてから議員の皆様方にお示しするというようになってしまったのは申し訳なかったと思っておりますけ

れども、これまでの検討の経緯も踏まえて、このタイミングというのが、やはりそのタイミングを逃さずにできることをきっちりやっていくと。先ほど寺門議員からありましたように、これで全てだとは思っていません。窓口の不十分さというのは我々も認識しております。まずはこれをやった上で、その中でさらに、そういった窓口も含めて今後検討していく。何が入るかというのも、もしかしたら福祉が入る可能性だってあるかもしれない。それも含めて今後検討していきたいと思っております。何とぞよろしくお願いいたします。

古川議員 分かりました。

いわゆる行政手続上、こういうふうに進めていく、こういうふうに進めざるを得なかったということなんでしょうけれども、私が市長に聞いたかったのは、こういう改修に合わせて再編して、移設して、菅谷のコミセンに利用団体を移してという、そういうような流れは市長の思うところなんですかということちょっと直接お聞きしたかったんですけれども。

市長 ありがとうございます。

議員さん方のご議論はまさにそのとおりであって、執行部のほうも勇み足的なこともあった。まず議会に報告をしなくちゃいけないというのがどうも頭にあって、その他の動きが逆になってしまったということは、私からもおわびを申し上げます。

それと、機能の移転というのは、先ほどの3番の検討の経緯という中でも、過去から、もう平成20年代からいろんな検討がされておって、やはり合併以降のおそらく課題だったんでしょうね。住民サービスを上げていくためにはどうするか、やはり機能を集約したほうがいいんじゃないかという議論はおそらくずっと続けられておって、ただ、なかなかそのタイミングがなかった、これは今、副市長が説明したとおりだと思います。

そういったことも含めて、私はやはり今回やるべきだと。このタイミングを逃しては、また大きなお金をかけて改修をしなくちゃいけない、住民サービスはなかなか上がらない。さっき転入者のことを1つ例に挙げましたけれども、やはり1か所で、瓜連と那珂の距離感というのは、これ多分、常陸大宮市とか常陸太田市に比べたらまだずっと近い。そういった意味では、大分、住民の行政に対する何ていうんですか、距離感というか、そういったものはある程度ご理解いただけるのかなというふうにも思っていますんで、このタイミングでこういう統合をしなくちゃいけないんじゃないかということはずっと考えていました。

それとあわせて、国道118号線が4車線化になったことによって、これも議員の皆さんから瓜連地区どうするんだというお話がたくさん出ています。あそこをどう生かしていくか、それも、現建屋を残して、例えば改修してまた使うというのも一つの方法ですけども、また違う考え方も、あそこは可能性を持っているんじゃないかと、そういうことも含めて、この機会にそういうことも併せて検討していきたいというふうに思ってい

まして、こういう流れに現在なっております。よろしく申し上げます。

古川議員 分かりました。

じゃこれから本当にどうするかって、まだ決定ではないでしょうから、慎重に、本当に市民の目線でまず進めていただくということだけはお約束いただいて、意見とさせていただきます。よろしく申し上げます。

富山議員 先ほど君嶋議員からありましたが、これは結局、上下水道課と教育委員会が移動するから、瓜連地区の市民サービスは今までどおり維持されるということで認識しておりますが、これは本当、郵便局がなくなっちゃったら、多分これいろんな不平不満、出てきますんで、この辺を丁寧に検討していただきたいと思います。

議長 ちょっと質問に対してあれなんですけれども、同じ質問を何度も繰り返さないでほしいと思います。ご配慮をお願いしたいと思います。

総務課長 富山議員おっしゃるとおりで、郵便局がなくなると大変、高齢者の方が苦勞すると思っておりますので、その辺は丁寧にこれから説明して行って、協議を進めてまいりたいと思います。

以上です。

富山議員 あともう1点、先ほど市長からございましたが、残った場所、土地の使い方、これは地域活性化につながる最適な活用方法を検討しますということですが、これは同時並行に、なくなるときにはきちんと方針が示されるような、また、福祉目的とか聞こえはいいですが、結構やはり福祉で使うと、またそれは違う使い道になってしまうので、やはりある程度含みを持たせた土地利用のほうを検討いただけますようよろしくお願いいたします。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を11時45分といたします。

休憩（午前11時36分）

再開（午前11時45分）

議長 再開します。

続きまして、令和5年度那珂市防災訓練（原子力・自然災害）の実施について、執行部より説明願います。

防災課長 防災課長の石井です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、着座にて説明させていただきます。

それでは、全員協議会資料の令和5年度那珂市防災訓練（原子力・自然災害）の実施についてをご覧ください。

それでは、来年3月に実施を予定している訓練の概要について説明いたします。

まずは原子力防災訓練になります。

1、訓練の目的になります。

東海第二発電所における原子力災害を想定し、災害対策本部の運営及び住民広報、住民避難活動の訓練を行います。訓練では、緊急事態の進展に応じた対応、体制を確認するとともに、住民に対する避難情報の発令やUPZ住民の屋内退避や避難時の避難退避時検査等を通して、原子力防災体制の確立及び現在策定中の那珂市広域避難計画の検証と実効性の向上を目的に、また併せて住民の原子力の防災意識を高め、市における原子力防災力の向上を目的に実施するものでございます。

2、実施日時、概要になります。

日時は令和6年3月17日（日）の8時から12時で予定しております。

概要になりますが、3ページ、令和5年度那珂市原子力防災訓練実施要領（案）をご覧ください。

1の目的、2の実施日時につきましては、先ほどご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

3、訓練場所といたしまして、災害対策本部運営訓練につきましては市役所4階庁議室で行います。UPZ住民避難訓練につきましては、まずはPAZの本米崎地区を除く市内全域において屋内退避をしていただき、その後、神崎地区及び五台地区の方々は一時的集合所のふれあいセンターよこぼり及びふれあいセンターごだいに集合いただき、なかLuckyFM公園に移動します。避難退域時検査訓練につきましては、なかLuckyFM公園を仮定の避難退域時検査場所とし、神崎地区及び五台地区から移動してきたバスや自家用車等の汚染検査等を行います。

4、参加者につきましては、神崎地区及び五台地区の市民で150名程度を予定しております。また、自主参加とはなりますが、市内全域の市民が訓練参加者となります。

また、関係者といたしまして、市職員が約100名、訓練協力機関となります。また、この訓練協力機関といたしましては、5に記載されている機関となります。

4ページをご覧ください。

6、訓練想定になりますが、茨城県北部沖を震源とする地震が発生し、東海第二発電所で原子力災害が発生するという想定になります。事態は、全面緊急事態へ進展し、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出します。市は、これを受けましてPAZの本米崎地区に避難指示を発令し、併せましてUPZとなる本米崎地区以外の市内全域に屋内退避を発令します。その後、放射性物質が大気中に放出され、基準値以上の放射線量が24時間継続して計測されたことから、対象地域に対して一時移転を指示します。

7、訓練項目及び内容になります。

(1) 災害対策本部運営訓練では、日本原電からの通報を受け、事象の段階に応じた情

報収集、状況判断及び意思決定体制や情報伝達の手順、内容などの確認をいたします。
また、各種通信機器を用いて関係機関との連絡体制、連携等の確認を行います。

(2) 住民情報伝達訓練では、当市の情報手段である防災行政無線や緊急速報メール、SNS等により住民に災害情報や避難情報を伝達いたします。

(3) P A Z避難行動確認訓練、U P Z屋内退避訓練になります。

市からの避難準備情報や避難指示を受けて、P A Zに当たる本米崎地区の方々は、昨年、一昨年の訓練で経験した内容を基に、改めて避難の手順や経路、安定ヨウ素剤の服用時期等を各自確認していただきます。本米崎地区以外のU P Zに当たる地区の方々には、屋内退避時に外気侵入を防ぐ手段等を確認し、20分間屋内退避訓練を継続していただきます。

5ページをご覧ください。

(4) 住民避難・一時移転の訓練では、事故収束の見通しが立たず、空間放射線量率が高い状態が継続していると想定し、アといたしまして、一時集合所の開設運営訓練を行います。自家用車避難が困難な方がバス避難を行うための一時集合所として、ふれあいセンターよこぼり及びふれあいセンターごだいの2か所を開設します。これらの一時集合所にバス避難を行う本米崎地区を除く神崎及び五台地区の住民の方々に集合していただき、避難者の誘導や把握等の訓練を行います。また、模擬剤を用いて、安定ヨウ素剤の緊急配布の訓練を行います。

イといたしまして、U P Z住民避難訓練では、一時集合所から出発するバス及び自家用車避難する方が避難・一時移転ということで移動を開始することになります。本来の避難先といたしましては、現状では筑西市方面ですが、今回はなかL u c k y F M公園を仮想避難先として移動していただきます。

続きまして、ウ、避難退域時検査訓練といたしまして、移動していただいたなかL u c k y F M公園で、車両や衣料等の放射性物質による汚染状況を確認し、一部の車両や参加者には簡易除染を行うことを予定しております。

8、その他になります。

(1) 訓練は公開で行います。

(2) 訓練内容の検証につきましては、外部機関の評価を取り入れます。こちらの外部評価機関といたしましては、昨年に引き続き、3ページ、5の訓練協力機関に記載のある原子力緊急時支援研修センターにご協力いただきます。

(3) 訓練参加者には、訓練終了後にアンケートを実施します。

(4) 訓練中に事故が発生した場合や市内で災害等が発生、または発生するおそれがある場合は中止といたします。

実施要領案の説明は以上となります。

改めまして、1ページをお願いいたします。

4、広報等になります。

訓練の事前周知につきましては、広報なか、防災行政無線、SNS、市ホームページなどにより行います。また、本米崎地区にはPAZ用、その他の地区にはUPZ用のマニュアルを別に全戸配布をします。

実装訓練参加予定者には、訓練スケジュール等を別に配布いたします。

なお、自治会に加入されていない方には、市広報紙や市ホームページ、SNS等により訓練についての情報を提供してまいります。

2ページをお願いします。

5、市議会への情報伝達になります。

こちらは訓練当日の市議会への情報伝達になります。訓練当日は、災害対策本部会議を4回程度開きますので、会議終了後に事故の状況や対応状況、決定事項などを災害対策本部の議会班を通して、ラインワークスを使用して情報の伝達を行います。

6、その他につきましては、先ほど実施要領の中で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

続きまして、6ページをご覧ください。

こちら変わります、令和5年度災害情報伝達訓練になります。

1、目的になります。

久慈川沿いの浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に居住する住民を対象に、災害時に避難情報に基づいて迅速に避難できるよう、避難力の向上を目的としております。あわせて、職員による避難所開設及び運営等の訓練により、災害時の体制強化を図ることを目的としております。

実施日時につきましては、令和6年3月3日日曜日の午前中を予定しております。

なお、当日は市内の一斉清掃も予定されておりますので、訓練は一斉清掃の終了の時間を見計らって行いたいと考えております。

3、訓練場所といたしまして、情報発信拠点となる災害対策本部を市役所本庁舎で、拠点避難所としてふれあいセンターよこぼり、総合センターらぼーの2か所、その他福祉避難所として1か所を開設する予定です。

4、訓練対象地域といたしまして、久慈川沿いの浸水想定域及び土砂災害警戒区域を有する4地区11自治会を予定しております。

5、その他になります。

本年7月に実施した那珂川沿いの避難訓練と同様にハザード区域に居住する住民を対象に、我が家のタイムライン作成の説明会を順次行っているところですが、訓練内容と詳細がまだ未定となっております。訓練内容が決まり次第、議員の皆様にはラインワークスでご報告させていただきたいと思っております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

古川議員 ちょっと確認なんですけれども、原子力防災訓練のほうで、目的のところに、いろいろ訓練を通してのその後に、原子力防災体制の確立及びその次、現在の策定中の那珂市広域避難計画の検証と実効性の向上を図る、ということは、この那珂市広域避難計画はもうできていて、その中身、実際に訓練を通して、これでいいんだなというような最終確認のために訓練をするということですか。それで、那珂市広域避難計画はいつ頃我々にお示しいただけるのかなというちょっと質問です。

防災課長 市の広域避難計画につきましては、まだ現在できておりません。案としては、こういったつくりかなということで、できているところですが、それが本当の検証ということで、現在行っているところですよ。ですので、まだいつの時点での策定ができるかということも未定となっておりますので、申し訳ございませんが、いつお示しできるかということとはちょっと今、お答えはできない状況になっております。

以上でございます。

古川議員 分かりました。

いや、検証というから、できたものが、これで本当にいいのかどうかの確認するための訓練なのかなと思ったんですけども、できていないのね。そうですか。分かりました。

議長 ほかに。

寺門勲議員 那珂市防災訓練実施についてのご質問をさせていただきます。

5、訓練協力機関でございますが、前回の本年7月に実施した防災訓練では、陸上自衛隊、あと自治会、消防団がその協力機関に入っておりましたが、今回、その3つが入っておりませんが、その理由を教えてください。

防災課長 お答えいたします。

今回、まだ案というところもありますので、今後の調整次第では入るところは、可能性はあるんですけども、まず自治会につきましては、今回ちょっと参加者ということで含めている部分もございますので、ちょっと漏れていたかなというところもあります。申し訳ございません。こちらは自治会としての参加ということも含め、実際には含んでいるということでございます。

また、自衛隊につきましては、今回につきましては特に依頼はかけておりませんので、今回の訓練の中では自衛隊のほうの参加はちょっと見込んでいないという状況でございます。

また、消防団につきましては、前回は水防という部分もございましたので、そこで協力依頼したところですけども、今回につきましては原子力ということで、今のところちょっと話はしていない状況ですが、ちょっと今後の調整の中で、もしかしたら依頼するかもしれないということになるかと思えます。

以上でございます。

寺門勲議員 引き続き検討のほどよろしく申し上げます。

議長 ほかにございますか。

花島議員 原子力防災訓練なんですけど、頭のほうでは訓練場所に本米崎地区が入っていないんですよ。その後ろのほうの資料では、移動訓練はないけれども、行動を確認するというような中身があるかと思っているんですけど、頭のほうにもちゃんとやることを書いておいたほうがいいかなと思うんです。要するに何もしなくて、自分たちが何も、頭のほうに本米崎地区って書いていないと、自分たち関係ないと思っちゃうんじゃないかと思えます。

今回は、多分、UPZの住民の行動につながる訓練を中心にやるというふうに解釈ですか、それでよろしいですね。

防災課長 お見込みのとおりでございます。今までUPZの訓練、必ず自宅での避難ということだけをお願いしていたところですけども、今回、初めてそういったご意見もございました。それも踏まえて行うことですので、メインはUPZというような認識でございます。

以上でございます。

議長 12時になりましたけれども、審議のほう続けてもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 ほかにございますか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

続きまして、気体廃棄物の放出状況について、執行部より説明を願います。

防災課長 それでは、引き続き申し上げます。

全員協議会資料の気体廃棄物の放出状況についてをご覧ください。

これらの資料は、1ページから7ページまでが令和5年度第1四半期4月から6月、8ページから14ページまでが令和5年度第2四半期7月から9月における気体廃棄物の放出状況について、茨城県原子力安全協定に基づき、11の事業所から報告があったものをまとめたものでございます。

表の見方につきましては、15ページに気体廃棄物の放出状況について解説版を載せてございます。

放出状況についてでございますが、全ての事業所において放出管理目標値を超えて放出された気体廃棄物はなく、適正に管理されておりますことをご報告させていただきます。

説明は以上になります。よろしくお願いいいたします。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩(午後0時02分)

再開(午後1時00分)

議長 再開します。

続きまして、台南市(台湾)と那珂市における友好交流協定について、執行部より説明を求めます。

市民協働課長 市民協働課の課長の秋山です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、全員協議会資料、台南市と那珂市における友好交流協定についてをお開き願います。

台南市と那珂市における友好協定についてをご説明させていただきます。

国際交流推進事業においては、姉妹都市交流をはじめ各種交流事業を通じて国際親善を推進しながら、国際感覚を養う機会を提供し、国際社会に対応できる人材の育成を目指しております。その一つとして、台湾台南市との交流は、令和元年度にグラウンド・ゴルフの市民交流後、コロナ禍で大きな進展はございませんでしたが、本年度、日本台湾交流協会、台湾日本関係協会などのご協力の下、10月30日に黄台南市長と先崎市長、那珂市国際交流協会、大和田会長が面会し、黄台南市長から同市の友好交流協定の締結を進めていまいしょうとのお言葉をいただきました。また、まずは友好交流協定を交わし、お互いの市のできることから始め、将来は様々な交流ができることが望ましいとも言っていました。

それでは、1、台南市との交流のきっかけ。

平成27年に幕張メッセで開催された国際食品・飲料展において、台南市長と那珂市国際交流協会会長が顔を合わせたことがきっかけとなり、その後、台南市に飛虎将軍としてまつられている旧日本軍パイロット杉浦茂峰兵曹長の本籍や母の出生地が那珂市であったことから、交流が始まりました。台南市との主な現在までの交流内容は記載のとおりとなっております。

次に、2、友好交流協定の目的でございます。

台南市と相互の密接な連携を構築し、子供から大人までが文化、教育、スポーツ及び滞在などの幅広い分野における交流を通じて、両市の発展、国際交流の推進を図るとともに、それぞれの資源を有効かつ最大限に活用し、地域経済の発展につなげることを目的とした友好交流協定です。

最後に、今後の予定でございます。

台南市と協定内容の協議を進め、整いましたら、令和6年度中には友好交流協定の締結

をしたいと考えております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

寺門勲議員 お伺いいたします。

台南市との交流協定に向けて、那珂市の職員の中で、中国語が話せて、その話せる方と今後協議ができるような状態になっているかお伺いいたします。

市民協働課長 まず最初に、那珂市の職員の中で中国語をしゃべれるというのは、1名いるとは思いますが、ただ、台湾の台南市は中国語の中でも言語が強い市でありまして、なかなか思うようにはなりません、大まかなことはしゃべれる形はありますけれども、ただ現在、台南市と協議しているメールでのやり取りにつきましては、台南市の那珂市担当者が日本語が優秀な方が対応してくれていまして、私どもの協議のメールを送った際の返信のメールは日本語で返ってきていますので、業務内容で、今、協議している内容で支障が起きているということはありません。また、対面での協議をする場合には、通訳会社から現地に通訳の派遣をしてもらって対応しているのが現状でございます。

以上になります。

寺門勲議員 分かりました。

本年4月には土浦市が台南市との友好交流協定を結んでおります。そういった実績等、情報等も情報収集していただきまして、すばらしい協定が結んでいただけるようお願いいたします。

以上です。

議長 ほかにございますか。

古川議員 確認です。友好交流協定であって、友好都市協定ではないんですね。

市民協働課長 都市ではなく交流で予定しております。

古川議員 友好都市と友好交流協定というのはどう違うんですか。

市民協働課長 現在、オークリッジ市とは姉妹都市という形でやっていますけれども、そのメインというのは中学生の交換交流ですので、ただ今回、私どもが台南市と考えているのは、先ほどもご説明した中で、幅広い市民が年齢を関係なく関わられるようなことで、また、それがスポーツであったり、文化であったり、経済であったり教育であったりということですので、行ったり来たり交流がメインとした形の中の友好交流の協定という形で考えておりますので、都市的な大きな部分での考えは、分けけてやっているわけではなく、今回、人的交流がメインというのは同じ形になっているので、違いについては把握しておりません。明確な答えになっていませんが、すみません。

古川議員 よく分からないんですけども、友好都市とか姉妹都市のほうがイメージね、イメージだと何かしっかりした協定で、もうとにかくあの担当と本当に仲よくやるんですよ

というようなイメージなんですけれども、友好交流というのは、幅広くいろんなお付き合いしていきましょかねみたいな軽い感じに聞こえるんですけれども、そういうことなのかな。

市民協働課長 ちょっと台南市は今、日本で10の市町村というか、県も含めて協定を結んでいるんですけれども、基本的には友好交流協定というのがメインで、幾つかのところでは観光友好都市の協定を結んでいるのもあるんですけれども、私どもも実際に向こうとお話ししている中では、やはり台南市のほうからも友好交流というような言葉が来てまして、ちょっと都市的なことを私ら、言葉で分けしていなかったもので、ちょっと質問に対して正確な答えじゃなくて申し訳ありません。

市長 ちょっと補足します。私の記憶も確かではないんですけれども、今、議員からありましたんで、友好都市というふうになった場合、台南市が200万人近い都市で、うちが5万人ぐらいで、同格という言い方はおかしいんですけれども、土浦市もたしか友好交流でしたし、水戸市も検討しているようなんですけれども、水戸市もやはり友好交流です。台湾のほうの考え方としては、やはり同程度の規模ならば友好都市になるのではないかなと。我々の場合はちょっと小さいんで、その分野分野で交流しましょということなんで、友好交流というふうになっているようなことをちょっと何かで聞いたような気がするんで、ちょっと説明になっているかどうか分かりませんが、補足させていただきます。

議長 ほかにございますか。

笹島議員 ここは私も行ったことがあるんですけれども、新幹線で台北、台中、台南、このところなんですけれども、田舎のほうですけれどもね、台北市は大都市、高雄市も大都市だった。これ人的交流するのはいいんですけども、それだけではここにプラスも何もないよね。要するに、気が利いた自治体は台湾フェアとかね、やって、あとは輸出とか輸入とか、いろんな物的なものもやらないと、人の交流だけでは、相手は外国だから、何のここメリットもないもんね。だから、そういうことをどこまで深く考えているのかな。

市民協働課長 現在、笹島議員が言われたような人的交流じゃない形のほうも台南市の担当者とは幾つか話が出ている中で、台南市のほうはフルーツが盛んな農業的なところもあるので、そういう絡みでも交流ができればよろしいですねという話は私どものほうからも、あちら側からも出ているのが現状なので、様々な分野で交流を図っていきたいということを考えています。

笹島議員 これ多分パイナップル、ここも有名だよ、何かね。だから、前、中国本土のほうへ輸出できなかったでしょう。日本で買ってくれということがあったよね。ここで買ってあげたりとかさ、いろんな借りをつくって、ここで何かしてあげるとかっていう。人的交流も大事だけれども、ただ、それだけでは、今言った通訳を介してやる云々で何の

進展もないから、那珂市にとって何のメリットがあるかということを考えてやらないと、税金の無駄遣いになるからね。よろしくをお願いします。

議長 ほかにございますか。

花島議員 人口が向こう、ちょっと調べたら190万人近いんですね。アンバランスで心配したんですが、市長の答弁で了解です。

もう一つ、私、台南市ってほとんど知らなかったんですが、1つ聞いているのが、半導体製造のとんでもない企業があるんですね。那珂市も産業の振興というのがひとつの課題なんで、多分、半導体で世界一の企業があるんじゃないかな。その辺も含めて学ぶことがあったら、学んだらいいと思います。

ただ、かかる費用とか、程々に考えながらやっていっていただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

市民生活部長 連絡事項です。

ラインワークスのほうで昨日も流させていただきました高病原性鳥インフルエンザの発生の今シーズン、本県で1例目が那珂市ということで報道のほうが流れたとおりです。今後、監視、現地調査等については、県と環境省が中心となって、重点区域として注視していくということを聞いております。今後も本市に関わる事案等が出ました場合には、引き続きラインワークス等を通じて議員のほうにも情報提供をまいります。

以上です。

議長 それでは、暫時休憩いたします。入替えをお願いいたします。

休憩（午後1時13分）

再開（午後1時14分）

議長 再開します。

続きまして、第4次那珂市地域福祉計画の策定に係る中間報告について、執行部より説明を求めます。

社会福祉課長 社会福祉課課長の高安です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、全員協議会資料、第4次那珂市地域福祉計画の策定に係る中間報告についてをご覧ください。

それでは、資料に沿いましてご説明させていただきます。

今回のご報告につきましては、令和5年5月22日の全員協議会においてご説明させていただき、現在、見直しのほうを行っております、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間といたします新たな計画の策定についての途中経過をご報告するものに

なります。

では、1ページのほうをご覧ください、まず1、計画の概要のほうからご説明させていただきます。

地域福祉計画は、社会福祉法第170条を根拠といたしまして市町村が策定するものであり、地域共生社会の実現に向けて、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本理念や施策の方向性を示すものとなっております。令和元年度から令和5年度までの5年間で第3次那珂市地域福祉計画期間といたしまして、令和5年度をもって期間満了となることから、社会環境の変化や関係法令等の改正等を踏まえまして、見直すものがございます。

続きまして、2、これまでの経緯についてご説明させていただきます。

策定に当たりまして、実態を把握するために地域福祉計画アンケートを18歳以上の市民の方2,000人を対象に行い、785名の方からご回答をいただきました。さらに、地域福祉計画策定に係る諮問機関として、15名の委員構成による那珂市地域福祉計画推進委員会を3回、また、その下部組織といたしまして、12名の委員構成によります那珂市地域福祉計画ワーキング委員会を4回行いまして、計画策定に係る調査研究のほうを行ってまいりました。

こういった状況を経て作成してまいりました計画案の主な内容が次の3、計画の内容になってございます。また、あわせまして4ページから105ページまで、第4次那珂市地域福祉計画（案）を添付させていただいております。

ここで計画の内容を説明するに当たりまして、計画（案）に振ってございますページ番号のほうが、全員協議会資料の通しで振ってございますページ番号と2段で表記されておりますことをご了承願います。少々見づらくなっておりまして、申し訳ございません。全員協議会資料のページ番号につきましては、下の段になってございます。

では、説明に戻らせていただきます。

1ページをご覧ください。

計画の主な内容ですが、計画の全体像といたしまして、全6章立てとなっております。

第1章には、計画策定の意義といたしまして、計画策定の背景、計画の位置づけ、期間、策定体制などを全員協議会資料の12ページから21ページまで記載してございます。

続きまして、第2章には、市の現状と課題といたしまして、統計データ及びアンケート調査から見る現状と課題を同じく全員協議会資料の22ページから39ページまで記載してございます。

また、第3章につきましては、計画の基本的な考えとしまして、第1節から第4節までの構成となっております。第1節には基本理念を42ページに掲載しております。さらに43ページには第2節といたしまして、基本目標を記載してございます。

続いて、4ページには第3節といたしまして成果指標を、さらに続きまして45ページ

には第4節といたしまして施策体系を記載してございます。

第4章につきましては、施策展開といたしまして、この第3章第4節で定めました基本施策ごとに本市の現状と課題を示すとともに、課題解決に向けた取組みや事業などを46ページから79ページに記載してございます。

第5章につきましては、地域福祉計画との一体的な策定及び推進を図るため、重層的支援体制整備事業実施計画を80ページから87ページに記載してございます。

ページをめくっていただきまして、第6章においては、計画の推進といたしまして、今後の計画を着実かつ円滑に推進するための体制や進捗管理について、88ページから91ページに記載してございます。

92ページ以降につきましては、資料等を記載してございます。

続きまして、今後のスケジュールになってまいります。

引き続き2ページをご覧くださいと思います。

策定スケジュールですが、本日の全員協議会においてご報告をさせていただいて以降、庁議において計画（案）の協議を行い、パブリックコメントの実施を約一月行いまして、状況により庁議もしくは部長会議において計画を策定し、令和3年3月の全員協議会において、第4次那珂市地域福祉計画策定の報告を目指すところでございます。

なお、全員協議会資料3ページに現行計画からの主な変更内容について記載させていただいておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

第4次地域福祉計画の策定に係る中間報告については以上となります。よろしくお願いたします。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

続きまして、那珂市障がい者プランの策定に係る中間報告について、執行部より説明を求めます。

社会福祉課長 続きまして、那珂市障がい者プランの策定に係る中間報告についてご説明させていただきます。

全員協議会資料、那珂市障がい者プランの策定に係る中間報告についてをご覧ください。それでは、こちら資料に沿ってご説明させていただきます。

こちらにつきましても、地域福祉計画同様、令和5年5月22日の全員協議会においてご説明させていただき、現在、見直しのほうを行っております。令和6年度から令和11年度までの6年間で計画期間といたします那珂市障がい者計画及び令和6年度から令和8年度までの3年間で計画期間といたします那珂市障がい児福祉計画の新たな計画の策定についての途中経過をご報告するものになってございます。

では、1、計画の概要になります。

那珂市障がい者プランは、障がい者施策の基本的な指針を示した那珂市障がい者計画、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量を定めた那珂市障がい福祉計画及び障がいのある子供に関するサービスの見込み量などを定めた障がい児福祉計画の3計画で構成され、那珂市の障がい者施策の総合的な推進を図るものになってございます。

それぞれの現計画、第3期障がい者計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画が令和5年度をもって期間満了となることから、関係法令の改正等及び市における障がい者の状況等を踏まえ、第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を一体的に見直し策定するものとなってございます。

根拠法令及び計画期間ですが、第4期障がい者計画が障害者基本法第1条第3項になりまして、計画期間につきましては令和6年度から令和11年度6年間となってございます。第7期障がい者計画が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、通称障害者総合支援法と言われているものになります、第88条に記載されてございます。計画期間は令和6年度から8年度の3年間。第3期障がい児福祉計画につきましては、児童福祉法第33条の22を根拠といたしまして、計画期間が令和6年度から令和8年度の3年間となってございます。

続きまして、これまでの経緯についてご説明させていただきます。

障がい者プランにつきましても、地域福祉計画と同様、策定に当たりまして実態を把握するためのアンケート等を障がいをお持ちの市民の方、またはそのご家族の方及び障がいをお持ちでない市民方合わせて1,750名の方を対象にアンケート調査を行いまして、749人の方からご回答をいただきました。

また、副市長を委員長といたしまして、学識経験者、福祉関係代表者等の16名で構成されます那珂市障がい者プラン推進委員会を3回、また、庁内関係各課等12名による那珂市障がい者プラン推進ワーキングチーム会議を4回、調査研究及び検討協議を行ってまいりました。

こういった状況を経まして、計画（案）の主な内容が次の3、計画の主な内容になってございます。

こちらをあわせまして、5ページから125ページまで、那珂市障がい者プラン（案）を添付させていただいているところでございます。

こちらにつきましても、地域福祉計画同様、ページについては2段で表記されておりますことをご了承願います。こちらにつきましても、全員協議会の資料の番号につきましては、下の段になってございます。

では、説明のほうに戻らせていただきます。

1ページの3、計画の主な内容ですが、計画の全体像といたしまして、こちら全6章立てとなってございます。

第1章においては、計画の概要を10ページから17ページに記載しております。こちらは第1章におきましては、第1節から第6節までの構成となっておりまして、第1節においては計画策定の背景を12ページに、次の13ページには第2節といたしまして主な福祉関係法令制度の変遷を、続きまして、14ページに第3節といたしまして計画の位置づけ、15ページに第4節といたしまして計画の期間及び第5節の計画の対象者を掲載しております。また、最後に、16、17ページに第6節といたしまして、計画の策定体制を記載しております。

第2章につきましては、障がいのある人等をめぐる現状について18ページから47ページまで記載しております。こちらは第1節から第3節までの構成となっておりまして、第1節では統計データから見る現状を20ページから32ページに、第2節では障がいのある人等のための施策の現状を33ページから37ページに、次ページに移らせていただきまして、第3節ではアンケート調査から見る現状と課題を38ページから47ページまで記載しております。

第3章では、計画の基本的な考え方について48ページから59ページに記載しております。こちらは第1節から第5節までの構成となっておりまして、第1節では基本理念を50ページに、第2節では6つの基本視点を51ページに、第3節では6つの基本目標を52ページに、第4節では計画全体及び6つの基本目標に対する評価指標を53ページに、第5節ではこれまでの基本理念、基本視点、基本目標からの施策の方向を示した施策体系を54ページに記載しております。

第4章は、第4期障がい者福祉計画といたしまして、第3章で掲げました6つの基本目標ごとに本市の現状と課題を示すとともに、課題解決に向けた施策の方向について、56ページから87ページまで記載しております。

続きまして、第5章につきましては、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画としまして、88ページから114ページまで記載しております。こちらでも第1節から第5節までとなっており、第1節では障がいのある人等を対象とした関連法の福祉サービス体系を90ページに記載しております。第2節ではそれぞれの成果目標を91ページから97ページに、第3節では障がい児福祉サービスの見込み量と確保の方策を98ページから100ページに、第4節では障がい福祉サービスの見込み量と確保の方策を101ページから106ページに記載しております。第5節では地域生活支援事業の見込み量を107ページから114ページに記載しております。

第6章においては、計画の推進といたしまして、今後、計画の確実な推進を目指し、実施事業の進捗状況を点検評価するための体制や方法について115ページから120ページに記載しております。

121ページ以降につきまして資料等を掲載する予定となっております。

最後に、今後のスケジュールにつきましては、地域福祉計画と同様に、本日の全員協議

会においてご報告をさせていただいた以降、庁議において計画（案）の協議を行い、パブリックコメントの実施を約一月ほど行い、状況により庁議もしくは部長会議において計画を策定し、令和6年3月の全員協議会において、那珂市障がい者プラン策定の報告を目指すところでございます。

なお、全員協議会資料4ページに現行計画からの主な変更内容について記載させていただいておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

那珂市障がい者プランの策定に係る中間報告については以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。入替えをお願いします。

休憩（午後1時31分）

再開（午後1時32分）

議長 再開します。

続きまして、こども家庭センターの設置について、執行部より説明を求めます。

こども課長 こども課長の萩野谷です。ほか関係職員2名が出席しております。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、全員協議会資料、こども家庭センターの設置についてをご覧ください。

概要です。

児童福祉法の一部を改正する法律により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で、組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世代、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関、こども家庭センターの設置に努めることとされました。

当市においては、令和6年4月1日付でこども課内にこども家庭センターを設置することとしたため、その内容等について報告するものです。

設置の背景になります。

こども家庭センターの設置は、これまで市町村が母子保健法及び児童福祉法の規定に基づいて、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点それぞれの設置を進めてきた中で、両機関が同じく特定妊婦や要支援児童等を支援対象としているにもかかわらず、組織が別であるために連携、協働に職員の負荷がかかり、情報共有等がされにくい等の課題が生じておりました。

これに対して、両機関を組織として一体的に運営することにより、母子保健、児童福祉両部門の連携、協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のな

い支援など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものです。

初めに、その子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の機能について簡単にご説明いたします。

2のア、子育て世代包括支援センターの機能になります。

子育て世代包括支援センターは、平成29年4月から市町村に設置することが努力義務とされた母子保健法に基づく機関ということになります。対象としましては、妊産婦や主に乳幼児、就学前のお子さんとその保護者が対象ということになっています。機能の内容としましては、妊産婦及び乳幼児の実情の把握や妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供や助言、保健指導を行います。特に支援が必要な世帯に対しましては、個別に支援プランを立てながら支援を実施します。また、地域の保険医療や福祉に関する機関との連携、調整等を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するというものになっております。

続きまして、(2) 子ども家庭総合支援拠点の機能となります。

子ども家庭総合支援拠点につきましては、平成28年の児童福祉法の一部改正により、市町村に設置することが努力義務とされた機関でございます。対象としては18歳未満の全ての子ども及びその家庭及び妊産婦ということになります。機能の内容としましては、実情の把握や情報の提供、相談対応、総合調整など、子ども、家庭支援全般にわたる業務になります。また、要支援児童、要保護児童、特定妊婦への支援や児童相談所など、関係機関との連絡調整や連携という機能を持つなど、児童虐待の対応も行っております。

続きまして、2ページをご覧ください。

当市の現状となります。

子育て世代包括支援センターにつきましては、令和2年9月1日に健康推進課母子保健グループ内に母子保健コーディネーターを、こども課保育グループ内に子育てコンシェルジュを設置する2拠点式で実施しております。

また、子ども家庭総合支援拠点につきましては、令和4年4月1日にこども課家庭児童相談室内に設置しております。

なお、先ほどの設置の背景ということで課題とされていまして同機関の連携、協働についてですが、当市におきましては、子育て世代包括支援センター設置前から母子保健担当の保健師と当市の相談員が毎月ケース検討や情報共有を目的とするカンファレンスを行ったり、保健師による訪問に相談員が同行する養育支援員訪問等の業務を長く続けております。また、児童相談所や教育委員会指導室と共に毎月実施している要保護児童対策地域協議会実務者会議にも包括支援担当の保健師に出席してもらうなど、定期的な連携だけではなく、必要に応じて臨機応変な協働体制ができており、さほど課題とは感じていなかった実情がございます。

続きまして、(3) こども家庭センターの設置でございます。

設置時期につきましては、令和6年4月1日を予定しております。設置場所としては、こども課内に置く形を取りたいと考えております。組織形態としまして、こども課内の機関としておりますが、具体的な設置場所としましては、今までどおりの母子保健部門についてはひだまり内に、児童福祉部門に関してはこども課内、家庭児童相談室のほうで事業を行うことで、基本的な事業を行う場所を変えないで、機能としてこども家庭センターを一体的に運営するという形での設置を行います。

そうしますと、何が変わるということになります。大きな変更点としましては、組織として一体という形を取ることで、こども家庭センターにはセンター長、統括支援員という管理職を置く形になります。センター長につきましては、こども家庭センターを総合的に統括する職務、統括支援員につきましては、児童福祉部門と母子保健部門の両方の事例をマネジメントする役割として新たに設置すると国で定められた職員ということになります。

統括支援員は、基本的には保健師などの資格職となりますが、児童福祉の相談業務経験を持つ職員でもなることが可能で、必要な研修を受ければ統括支援員になることができます。この2つの管理職については、必ず置かなければならないと定められておりますことから、この管理職員を最大限活用し、それぞれ今までこども課と健康推進課で実施していた事業をより一体的に実施できるような管理体制を取っていきたいと考えております。

なお、今回は法改正の施行期日に合わせて、母子保健と児童福祉の相談部門の総合であるこども家庭センターをこども課に設置する内容となっておりますが、教育厚生常任委員会から提出いただいた子育てについての要望書にありまして、子育て関係部門のワンストップ窓口化については、将来的に事務スペースなどの物理的な制約が解消できる見込みが立った際には、課を越えた部門の統合やフロア配置など、引き続き検討していきたいと考えております。

続きまして、業務内容になります。

先ほどからご説明しておりますように、こども家庭センターにおいては、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点において実施している相談支援等の取組は継続するということとなります。そのほかに新たに加わる業務としましては、特に支援を必要とする子ども、妊産婦等と課題を共有し、その課題を解決するためのサポートプランを作成し、それに基づき支援を行うことや民間団体などと連携して多様な家庭環境等に関する支援のための地域資源の開拓を行うことが新たに加わる業務となっております。

最後に、今後のスケジュールとなります。

来年3月に設置運営要綱の策定及び市民の皆様へこども家庭センターという名称をご理解いただくための広報を行いまして、4月1日から開設する予定となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

寺門厚議員 今、こども家庭センターを設置ということでご説明いただきました。ワンストップ窓口の一本化については今後の協議事項ということで言われておりますけれども、今ちょうど中央公民館の改修工事があるということで、瓜連の教育委員会、それから上下水道部がこちらへ来るとい話があります。先に行ってから検討というふうにありましたけれども、やはり今この時期に、ここのワンストップ化も併せて組織として、市民対応のサービス向上を図るにおいて、一度、市長、検討いただけませんか、ここは。先送りじゃなくて、今、一緒に検討していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

家庭児童相談室長 ご意見ありがとうございます。

先ほどご意見いただきましたとおり、今回はあくまで相談部門の統一を国のほうで、法律上で指定されたということですので、まずは機能の先行ということで、相談部門のほうを組織として一体化するということですが、おっしゃるとおり、やはり子育て世代の方の窓口の手続関係が一ところに集まるということは、おっしゃるとおり、市民の方への利便性の向上ということでは大きな部分だと思いますので、午前中も瓜連支所の再編の件についてご議論いただいたと思いますけれども、そういった中で、窓口の集約ということも、原課のほうからとしては意見として出していきながら、議論の俎上に上げていってもらえるように努力していきたいと考えております。

以上です。

寺門厚議員 今、一番いい時期だと思うんですね。何かのテーマがあったときに、そこだけ見て変えていくんじゃないかと、総合的に見られるじゃないですか、今、検討するに当たって。教育委員会と上下水道部ばかりじゃなくて、こども家庭センターについてもどうなんだというところをきちっとですね、今やはり議論すべきじゃないですかねと思うんですよ。

先ほどのお話でいうと、こども家庭センターができるから新しいセクションをこども課内につくりますよと。対応業務としては今までと一緒にですよ。センター管理だけがこども課にて、あと実務については分かれてやるということになっているので。この辺もずっと行政側は一本化するよということと言われてきていますけれども、先送り、先送りで来ているんで、ここでちょっとやはり真剣に議論をいただきたいんですけどもね、いかがですか。

市長 ありがとうございます。

午前中の議論でもそういう話がありました。確かにこの課題は、かねてから役所の中でも1階と2階に分かれている、あるいはひだまりにも行っている、そういうことで一本化したらどうだということは議論がありました。それで、やはり一番ネックになっている

るのはスペースの問題だったんですね。議員おっしゃるように、今回、中央公民館の大規模改造、長寿命化ですね。それに合わせてどう考えていくかという、まさにその段階ですので、可能性は排除しないで議論をしていただいて、まとまる部分があれば、そういったことも考えていきたい。検討させていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

寺門厚議員 よろしく願いしたいと思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

遠藤議員 今の寺門議員と視点は同じですが、市民目線という点では、こども課って結構、幼児、乳児を連れてお母さん方が上がってくるんですよ。だから、そういった意味では、例えばまさしく中央公民館なんていうのはもう1階じゃないですか。本当にそういった意味では、子どもを連れてきやすいという意味では、2階に上げるんじゃなくて1階という部分も含めて、あとは当然、我々も教育厚生常任委員会で常陸太田市の施設をして、まさしくああいう理想だろうと思いますから、今のところはまさしく教育・福祉・医療の分野というのは全部、瓜連、この本庁舎、ひだまりと3つにきれいに分かれているんですよ。そういった意味では、きちんとこれは物理的に一緒になってやっていく職員間の連携というのは、これはこれですごく意味があると思うし、あと、やはりお母さん方が来ることを考えて、そこも含めてちょっとぜひご検討いただきたいと思いますが、一応、答弁いただきます。

家庭児童相談室長 ご意見ありがとうございます。

おっしゃるとおり教育部門と児童福祉部門と母子保健部門が3か所に分かれているということは、かねてから懸案事項ということで、話合いのなされてきたところではあったんですけども、やはりどうしても物理的な場所の制約から、現状のままに至っているということで。その間、職員のほうでできる限り市民の皆様にご迷惑をかけないように、職員のほうが内部で情報連携だったり、情報共有であったりということを非常にまめに行いながら今の相談体制のほうを形成してきたという歴史というか、流れがございます。

ですので、現状では母子保健関係の小さいお子さんや妊婦さんのご相談はひだまりで、それ以外の就学以降のお子さんであったり、また離婚問題や虐待といったデリケートな問題であったりといったことは本庁の私どもの家庭児童相談室のほうに来ていただいたりということで、既に市民の皆様にはある程度、場所のイメージというのはつけていただいているのかなというふうに考えておるところです。

ですので、今回、あえて一つにしなかったというのは、またそれが一番大きなところで、課として一つにまとまらない状況の中で、相談部門だけを一つにするというのは、逆に皆様に混乱を招くということで、現状維持を選択したという流れがございますので、今後引き続き、課同士が同じ建屋に入るとか、非常に近い場所に所在するというようなこ

とを理想としながら、できる限りそれを近づけていけるように協議のほうを継続してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

遠藤議員 じゃそれはそれでねと思いますが、例えば今の原課、今の課をどこに入れるかということもさることながら、それぞれの課の事務事業を見直していただいて、組織として、じゃそこのどの部分がどこの課になるのかという部分で、今のは3つ分かれているけれども、将来、今後どうなんだと。課の組織再編ということも含めて市民目線をお願いしたいなと思っておりますので、これ答弁は要りません。ご検討ください。お願いします。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。入替えをお願いします。

休憩（午後1時50分）

再開（午後1時51分）

議長 再開します。

続きまして、那珂市高齢者保健福祉計画の策定に係る中間報告について、執行部より説明願います。

介護長寿課長 介護長寿課長の萩野谷です。ほか3名が出席しております。よろしく願います。

着座にてご説明をさせていただきます。

それでは、全員協議会資料、那珂市高齢者保健福祉計画の策定に係る中間報告についてをご覧ください。

それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

高齢者保健福祉計画につきましては、介護保険事業計画の計画期間である3年ごとに見直しをすることとされておりまして、現行の計画につきましては、本年度末をもって計画期間が満了となります。これに伴い、新たに令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とし、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画の2つの計画を一体とした計画の策定に取り組んでまいりました。計画の策定につきましては、本年5月23日に開催されました全員協議会においてご説明させていただきましたけれども、本日は中間報告ということで、報告をさせていただきますので、よろしく願います。

なお、本日の添付資料の高齢者保健福祉計画（案）ですけれども、令和5年度以降の推計値や見込み量など、空欄や調整中の箇所が多くございます。計画への記載に当たりましてはより最新のデータが必要となりますが、現在、その確認作業及び精査を行っている段階になっております。数値が算定でき次第、分析や推計値の見込み作業などを進めまして、計画に反映をさせてまいりたいと考えております。

また、計画（案）ですが、ページ番号が2段書きとなっております。上段が計画のページ番号、下段が全員協議会資料の通し番号となっております。説明に際しましては、下段の全員協議会資料の通し番号でご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料1ページになりますが、1、計画の概要です。

高齢者が住み慣れた地域で健やかに生きがいのある暮らしを続けられるよう支援するとともに、介護保険制度の健全な運営と適切な運用を図るための計画としております。

続きまして、2、これまでの経緯です。

(1) 高齢者保健福祉計画推進委員会は、これまで2回開催しており、第3回目を今月の20日に開催する予定としております。この推進委員会ですが、計画策定における諮問機関に位置づけられており、計画の実施状況や計画推進上の課題などについて協議検討いただくとともに、新たな計画の策定における基本方針などについて、ご意見や提言をいただいております。

(2) 高齢者保健福祉計画ワーキング委員会は4回開催いたしまして、現行計画の進捗状況の確認や点検、評価を行うとともに、計画の見直しなどについて検討を進めてまいりました。

続いて、(3)から(6)につきましては、新たな計画を策定するに当たり、基礎資料を得ることを目的に実施した調査となっております。アンケート調査結果の概要につきましては35ページから40ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、調査の趣旨などにつきまして、補足で少し説明をさせていただきたいと思います。

(3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、要支援・要介護認定を受けていない市民3,000人を対象に、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況などを把握するために行った調査で、(4) 在宅介護実態調査は、要支援・要介護認定を受けている市民1,000人を対象に、介護サービスの在り方などを検討するための調査となっております。

(5)、(6)につきましては、市内で介護サービス事業所等を運営している法人、市内の居宅介護支援事業所や介護施設等を対象とした調査になっておりまして、現在のサービス提供状況や今後の事業展開に向けた意向等を把握することを目的とした調査や地域において不足している介護サービス等を検討するための調査、住み慣れた住まいなどで暮らし続けるために必要な機能を検討するための調査、介護人材の確保、定着に向けた支援策を検討するための調査となっております。

この6種類の調査を実施したことにより、高齢者や介護者のニーズ、市や地域の現状や課題、事業所等の実情などを把握するとともに、これらを分析しまして、今後の各種施策の展開などを計画に反映してまいります。

続きまして、3、計画の主な内容についてご説明いたします。

計画の構成につきましては、5章編成となっております。

まず第1章、計画の概要は10ページから16ページまでとなっております。計画策定の背景及び趣旨、計画の位置づけ、計画の期間、計画の推進体制といった基本的な事項を記載してございます。

第2章、高齢者を取り巻く現状と課題は17ページから46ページまでとなっております。市の人口、世帯の動向、介護保険被保険者の状況、アンケート調査結果の概要、前計画の振り返り、高齢者を取り巻く課題について記載をしてございます。

第3章、計画の基本的事項につきましては47ページから52ページまでとなっております。

本計画の基本理念になりますが、2ページお進みいただきまして、49ページをご覧ください。

計画の基本理念を「やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり」といたしました。基本理念につきましては、上位計画である第2次那珂市総合計画、この総合計画の施策の大綱の一つである「やさしさにあふれ生きがいが持てるまちづくり」と整合性を図ってございます。

続きまして、次のページ、50ページの図30をご覧くださいと思います。

施策の体系となっております。基本理念の目指す姿から基本施策までを体系的に示したもので、基本理念実現のため、3つの基本方針を定めるとともに、11の基本施策を掲げております。

基本施策と具体的な取組につきましては、第4章でご説明をさせていただきます。

続きまして、さらに2ページお進みいただき、52ページをご覧くださいと思います。

下の図で、図27になりますが、目標指標、本計画というところをご覧くださいと思います。

本計画におきましても、引き続き介護予防・重度化防止の取組を推進していくことから、第1号被保険者における要支援・要介護認定を受けていない方の割合及び要介護3以上の認定率というのを目標指標として設定いたしました。

続きまして、次のページ、53ページをお開きいただきたいと思います。

第4章、高齢者福祉についての施策となります。こちらについては89ページまでとなっております。

この章では、基本理念を実現するための3つの基本方針と11の基本施策、具体的な取組について記載をしておりますが、本日は主要な施策、取組のみの説明とさせていただきます。

それでは、2ページお進みいただきまして、55ページをご覧くださいと思います。

基本方針1、生きがい・福祉のまちづくりの推進では、高齢者が住み慣れた地域において継続して日常生活を営むための施策とし、高齢者福祉サービスの充実及び高齢者を支え合うまちづくりの推進の2つを施策として掲げております。この施策に基づきまして、介護サービスのみならず、高齢者のニーズに応じた多様な福祉サービスの充実に努めるとともに、関係機関や団体との連携体制を強化し、地域全体で支え合うまちづくりを推進していきたいと考えてございます。

続きまして、63ページをご覧ください。

基本方針2、地域包括ケアシステムの深化・推進では、6つの施策を掲げております。取組の主な内容ですが、地域包括支援センターの機能強化や日常生活支援体制の充実などに努めるほか、医療と介護の両方を必要とする高齢者を地域で支えていくため、在宅医療・介護連携体制の充実に努める。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、フレイル予防に関する普及啓発や介護予防に資する取組を推進する。さらに、今後、認知症となる高齢者の増加が見込まれることから、認知症に対する理解の促進、認知症の方やその家族などに対する支援を強化するなど、認知症施策の充実に努める。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、介護のみならず医療、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組むとしてございます。

続きまして、74ページをご覧ください。

基本方針3、介護保険サービスの計画的な提供では、介護保険サービス量と質の確保や介護保険事業の円滑な運営、介護給付の適正化などを行うための施策となります。この3つの施策に基づきまして、介護保険サービス量と質の確保に努めるとともに、介護保険事業を円滑に運営するため、介護給付の適正化、低所得者にも配慮した介護保険料の設定、事業者への適正な指導などを実施してまいります。

続きまして、第5章、介護保険料の設定につきましては、91ページから97ページまでとなっております。

介護保険料につきましては、計画期間である令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険各種サービス費や地域支援事業費など、これらの見込み量に基づき算定いたしますが、先ほどご説明いたしましたとおり、現在、推計値や見込み量につきまして精査しているところがございますので、現在、介護保険料の算出はできておりません。今後、推計値や見込み量の算出ができましたら、算定作業のほうに入っていきたいというふうに考えております。

計画の主な内容の説明は以上となりますが、現行計画からの主な変更内容につきましては、3ページのほうに記載しておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

また、本日の計画（案）には、資料編のほうが添付してございません。今後、5章の後に計画策定の経過や各種調査の実施状況、専門的な用語であったり、分かりにくい言葉

の用語解説などを加える予定としております。

それでは、2ページにお戻りいただきまして、4、今後のスケジュールになります。

今月20日、第3回目の高齢者保健福祉計画推進委員会を開催いたしまして、改めて各委員よりご意見などをいただく予定としております。令和6年1月4日になりますが、庁議に諮りまして承認がいただけましたら、1月10日から2月6日までの4週間に向け、パブリックコメントを実施し、市民の皆様よりご意見等を募集いたします。パブリックコメントにおける市民の方のご意見等の内容によりまして、計画内容に修正が生じる場合には、2月中にワーキング委員会や推進委員会を開催いたします。

3月4日には部長会議、もしくは庁議に諮りまして、その後、3月の全員協議会で高齢者保健福祉計画の策定についてご報告をさせていただきます。3月下旬には新たな計画を公表するといったスケジュールとしております。

説明につきましては以上となります。よろしく願いいたします。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

花島議員 2つ質問があります。

まずスケジュールなんですけど、パブリックコメントの募集を実施するということなんですけど、その後、修正がある場合のみ開催と書いていますよね、次のワーキング委員会。じゃパブリックコメントで出た意見を検討するのは担当課だけということですか。

介護長寿課長 パブリックコメントにおきまして大きく内容が変わるようであれば、推進委員会のほうでもう一度内容を検討させていただきます。

花島議員 私が聞きたいのは、その内容を変えるかどうかというのをパブリックコメント見てどこかの部署が判断するわけですよね。それはどこかって聞いているんです。

介護長寿課長 パブリックコメントの内容の推進委員会にかけるかかけないかの判断につきましては、原課である介護長寿課で判断をさせていただきます。

花島議員 もう一つの質問です。何かいろいろ書いてあることが抽象的でよく分からないことがたくさんあるんですね。それは私だけじゃないと思うんですけど、いろんなことを実施するためには予算、それから人員、両方の確保も必要だと思うんです。その辺の課題というか方針が全く見えないんですよね。難しいことだと思うんですけども、その辺のお考えを聞きたいと思います。

介護長寿課長 すみません、質問の確認なのですが、予算というのは、介護保険を進めるに当たっての予算ということでよろしいでしょうか。

花島議員 全体です。介護保険だけじゃなくて、市の職員の人員も関係ありますよね。いろんなことに関係あると思うんで、総合的にどうかというふうに聞きたいんです。

介護長寿課長 もちろんこれだけの業務を進めていくに当たりましては、職員も必要になりますし、もちろん職員だけでは対応できない部分がありますので、今現在も地域包括支援

センター等の委託している部分もたくさんあります。ですので、包括支援センター等からはいろいろご要望とかもありますので、その辺は受け止めをさせていただいて、予算が増えることであれば、介護長寿課のほうで財政課と協議を進めながら、予算の確保については進めていきたいと思います。

また、推計値のほうはまだ出ておりませんので、介護保険料のほうを設定されておませんが、引き続き3年間の見込み量によってどの程度給付費が必要なのかというのを見定めた上で、予算を組んでいきたいというふうには思っております。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。入替えをお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後2時10分）

再開（午後2時11分）

議長 再開します。

続きまして、那珂市国民健康保険第3期データヘルス計画及び那珂市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画の策定に係る中間報告について、執行部より説明を求めます。

保険課長 保険課長の横山です。ほか2名の職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、全員協議会資料のほうをお願いいたします。

那珂市国民健康保険第3期データヘルス計画及び那珂市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画の策定についての中間報告となります。

この計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とするものです。

それでは、資料の1ページ、1、計画の概要になります。

この計画は、国民健康保険加入者の健診結果等の健康、医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業を実施することで、加入者の健康増進、健康寿命の延伸を図り、保険財政の健全化を目指すものです。また、特定健康診査等実施計画は、国保加入者の中でも40歳から64歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組むための計画となります。

2、これまでの経緯といたしましては、国民健康保険運営協議会で2回説明を行い、ご意見をいただきました。

3、計画の主な内容になりますが、ここからは計画書に沿って簡単にご説明させていただきます。

資料の8ページをお開きください。

ページが2段書きになってしまっておりますので、下側のページ数のほうでお願いいたします。

まず、第1章では、計画の策定に当たってということで、計画策定の背景や目的、位置づけ、実施体制などを記載しております。計画の目的は、冒頭に申し上げたとおりとなります。計画の位置づけとしましては、9ページの図をご覧ください。

全市民を対象としているものが那珂市健康増進計画になります。データヘルス計画は那珂市の国民健康保険被保険者が対象となります。さらに、特定健康診査等実施計画は国保の被保険者の中でも40歳から64歳までの方を対象としております。

続いて、14ページをご覧ください。

第2章では、前期計画の実績として第2期データヘルス計画で目標としていた指標についての達成状況などを記載しております。前計画で中長期目標としておりました3つの項目については、おおむね目標を達成することができましたが、15ページからの短期目標（1）から（3）の達成状況につきましては、まず15ページ中ほどにあります特定健診の受診率は令和2年に新型コロナウイルス感染症の影響で26.8%まで落ち込みました。その後、回復傾向にはありますが、国の目標値である60%には届かない状況です。

16ページの各検査項目の有所見者の割合につきましても、特に血圧や男性のメタボなどの項目で増加傾向が見られております。

続いて、18ページからの第3章では、本市の現状と課題ということで、次期計画を策定するに当たっての現状分析を行っております。分析は、国保データベースにより、健診、医療、介護などの情報を県や国と比較して分析しております。那珂市の国民健康保険被保険者数は年々減少傾向にありますが、年齢構成を見ると、65歳から74歳の占める割合は増加傾向にあります。

21ページからが医療費の分析になります。

25ページをご覧ください。

生活習慣病関連の医療費では、がんを除くと糖尿病、高血圧、脂質異常などが多くを占め、26ページから28ページを見ていただきますと、これらの疾病では65歳以降で医療費が大きくなることが見てとれます。

続いて、42ページをご覧ください。

これらの分析により、生活習慣病の早期発見、重症化予防の取組が重要であることが示されています。これまでのデータヘルス計画では、各市町村が独自に目標値を設定し、事業に取り組んできましたが、第3期データヘルス計画からの大きな変更点といたしまして、茨城県による標準化が実施され、県内共通の目標や評価指標の設定、計画様式の統一が行われることになりました。この標準化により、県内市町村が取組を行うに当たって、同じ評価指標で経年的にモニタリングができるほか、市町村間でお互いに比較ができるというメリットがございます。

県の共通指標として示されたのが42ページの枠の中、黒ポツ3つ、生活習慣病の早期発見、早期治療、生活習慣病の予防、糖尿病重症化予防になります。そのほかに分析の

結果、市として取組が必要であると判断した高血圧重症化予防を市の独自指標として追加し、この4つの目標で保健事業を行ってまいります。

43ページからが第4章、第3期データヘルス計画となります。

43ページの計画の全体像をご覧ください。

こちらが県の共通様式になっております。申し訳ありません、こちらがもともとA3の様式なんですけれども、画面で見るとちょっと小さくなってしまっていますので、適宜拡大しながらご覧いただきたいと思っております。

表で見ますと、左側が健康課題、右側が目的とそれを評価する指標、その下が課題解決のために行う個別の保健事業となります。

右側の表中の⑤項目にありますように、ABCが先ほどの県の共通指標、Dが市の独自指標となります。令和4年の実績値から、右側に計画期間中の各年度の目標値を記載しております。実績値は、先日、県から確定値が届いたばかりですので、こちらにはまだ反映されておきませんが、パブリックコメント前に確定値に修正いたします。目標値は令和8年に中間評価、令和11年に最終評価を行うことで、太枠の表示となっております。

44ページからは個別の保健事業について、それぞれの内容と目標値を記載しております。

まず、健診を継続的に受けていただくための受診勧奨に力を入れ、健診会場での健康教育や健診後の効果的な保健指導の実施により、生活習慣病の重症化予防に取り組んでまいります。

51ページをご覧ください。

ここからが第5章、第4期特定健康診査等実施計画になります。

こちらは、特定健診や保健指導を行う際の具体的な実施方法を示したものになります。中身につきましては、健康推進課が担っている部分が多くありますので、国の手引に基づき、内容を健康推進課と調整しながら作成しております。現時点でも細かい数値や表記方法等について調整中のものがありますので、パブリックコメント前に修正を行います。

こちらの特定健康診査等実施計画は、前計画までは別の冊子としておりましたが、データ分析等で重複する部分が多くありますので、今回から章立てにして1冊にまとめ、一体的に作成をいたします。

61ページをお開きください。

最後が第6章となりまして、ここでは計画の進行管理や個人情報の取扱いなどを記載しております。

恐れ入りますが、資料2ページのほうにお戻りください。

4、今後のスケジュールといたしましては、基本的に保健福祉部のほかの計画と同じになっておりますが、保険課といたしましては、3月初旬に国保の運営協議会を開いて策

定の報告を行う予定としております。

その下に現行計画からの変更内容として、2点載せております。先ほど説明した部分になりますので、割愛させていただきます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長 執行部より説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

古川議員 ちょっと確認させてください。

先ほどこのデータヘルス計画と特定健康診査等実施計画の対象者のご説明、最初にありましたけれども、特定健康診査のほうは40歳から64歳と聞こえたんですけども、74歳の間違いですよ。

保険課長 訂正します。74歳までです。

議長 ほかにございますか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部の皆様、ご退席願います。ご苦勞さまでした。

休憩（午後2時22分）

再開（午後2時23分）

議長 再開します。

続きまして、原子力安全対策常任委員会、武藤委員長より報告を願います。

武藤議員 原子力安全対策常任委員会から委員長としての報告をさせていただきます。

原子力安全対策常任委員会より、当委員会のこの2年間の主な活動は、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の再稼働に関わる調査や研究でした。東海第二原発は、2011年の東日本太平洋沖地震で被災し、運転停止、その後、国の原子力規制制度や規制基準が変わったため、修理だけでなく、新しい規制基準に沿って運転できるよう、許可申請や工事を行ってきました。新しい規制基準に適合するための工事は、2024年9月完了予定となっております。

東海第二原発が運転されるかどうかは、大きな事故が起きた場合の被害や運転によるメリットなど、検討すべき課題があります。また、那珂市は安全協定により、東海第二原発の再稼働を認めるかどうかに関わる周辺6市村の中の一つであり、那珂市として、那珂市議会として、東海第二原発や原子力問題を検討することが重要な課題です。

また、この2年間の状況の変化は、1つ目に、広域避難計画において避難場所の1人当たりの床面積が見直しになり、以前の避難先配分計画を大幅に見直すことになったこと、2つ目として、国の政策が原発の積極利用に方針転換し、原発の利用期間の制限が緩和されたことです。

これらを踏まえ、原子力安全対策常任委員会では、原子力問題について視察調査や勉強

会などを実施し、議論を重ねてきました。しかしながら、東海第二原発の再稼働について、当委員会考えを2023年中にまとめることはできておらず、また、市民アンケートを検討しましたが、そのような機運は高まっていないと判断し、実施には至っておりません。まだ調査すべき事項もあることから、今回はサイドブックに掲載しました報告書のとおり、2年間の調査報告をさせていただき、残る課題については、次期委員会へと申し送りとし、任期中の調査は終了とさせていただきます。

以上、報告いたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

何か確認したことございますか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては、委員長報告のとおり決定いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、その他になります。

事務局より事務連絡があります。

次長補佐 それでは、1月の全員協議会の日程についてになります。

1月の定例の全員協議会ですが、1月26日金曜日、午前10時から開催を予定しております。近くなりましたら、またラインワークスのほうで通知を差し上げます。

なお、2月の全員協議会のほうは、開催予定はありませんので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 この件につきましては以上といたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。ご苦労さまでした。

閉会（午後2時27分）

令和6年3月11日

那珂市議会議長 萩谷 俊行